

操縦技能審査員初任講習

国土交通省 航空局
安全部 安全政策課
2024年度版

- ・ 特定操縦技能の審査制度の概要
- ・ 操縦技能審査員
- ・ 操縦技能審査員の認定手続き
- ・ 審査の流れについて
- ・ 審査の実施要領
- ・ 特定操縦技能の審査に関する罰則
- ・ 関連規定類一覧等
- ・ 操縦技能審査員候補者の皆様へのお願い！
（最近の変更事項等を含む）

- ・ 特定操縦技能の審査制度の概要

【航空法第71条の3】（特定操縦の審査等）

操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に必要であるもの（以下この条において「特定操縦技能」という）を有するかどうかについて、操縦技能審査員の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行ってはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならない。

H26.4.1施行
(2014.4.1)

➤ 特定操縦技能の維持がなされていることの確認

- 国土交通大臣が航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力を有する者として技能証明を行った操縦者に対し、その後も必要な知識及び能力を維持することを確保し、もって航空の安全の向上を図る。

➤ 審査（評価）を通じた操縦士の技能の底上げ

- 法令上の制度として技量管理されていなかった者に対して、定期的に、「第三者と共に飛行」することを「義務付けたこと」に意義がある。

⇒ 操縦士が審査員とともにフライトを振り返ることで、技量の底上げを図ることが重要。これにより**航空事故の減少が期待できる。**

【航空法第71条の3（審査等）、同施行規則第162条の3（期間）、同施行規則第162条の4（方法）関連】

操縦技能証明（操縦士の資格）を有する者は、（原則）操縦する日前2年の間に特定操縦技能を有するかどうかについて、操縦技能審査員の審査を受け、これに合格しなければ1～4の行為を行ってはならない。当該審査は航空機の種類ごとに行う。

1. 航空機に乗り組んで行うその操縦
2. 必要な操縦技能証明を有さない者が行う操縦の練習の監督
3. 特定操縦技能審査に合格していない者が行う操縦の練習の監督
4. 必要な計器飛行証明を有さない者が行う計器飛行等の練習の監督

※ 特定操縦技能とは

航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に必要であるもの

※ 操縦技能審査員とは

特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者

**Q. 特定操縦技能審査を受けて合格しないと操縦できないの
ですか？**

- 操縦練習の監督者と同乗して操縦練習する限りは、審査に合格していなくても操縦できます。

⇒ 監督者の方と操縦練習を積み重ね、審査合格基準到達を目指して下さい。

※ 上記に該当する操縦練習以外で操縦を行う場合、有効期間内に受審し合格したうえで飛行してください。

回答根拠：航空法第71条の4

a) 操縦する日前2年の間に次のいずれかの方法により特定操縦技能を有することが確認された場合【法第71条の3第2項】【規162条の4】

- ・ 操縦技能証明又はその限定変更を受けた場合
- ・ 航空運送事業者が運航規程に基づき行う技能審査に合格した場合

※ 操縦等を行おうとする航空機と同じ種類の航空機に係るものであること

b) やむを得ない事由があると認めて国土交通大臣が許可した場合
【法第71条の3第2項】【要領別紙第6】

※ 災害時に救助活動を行う場合、外国で有効期間が満了した場合等想定

c) 機長としてその航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者であって特定操縦技能の審査に合格した者による監督の下で操縦の練習を行う場合

【航空法第71条の4】

※ 必要な技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合は、国土交通大臣が指定した者による監督でも可

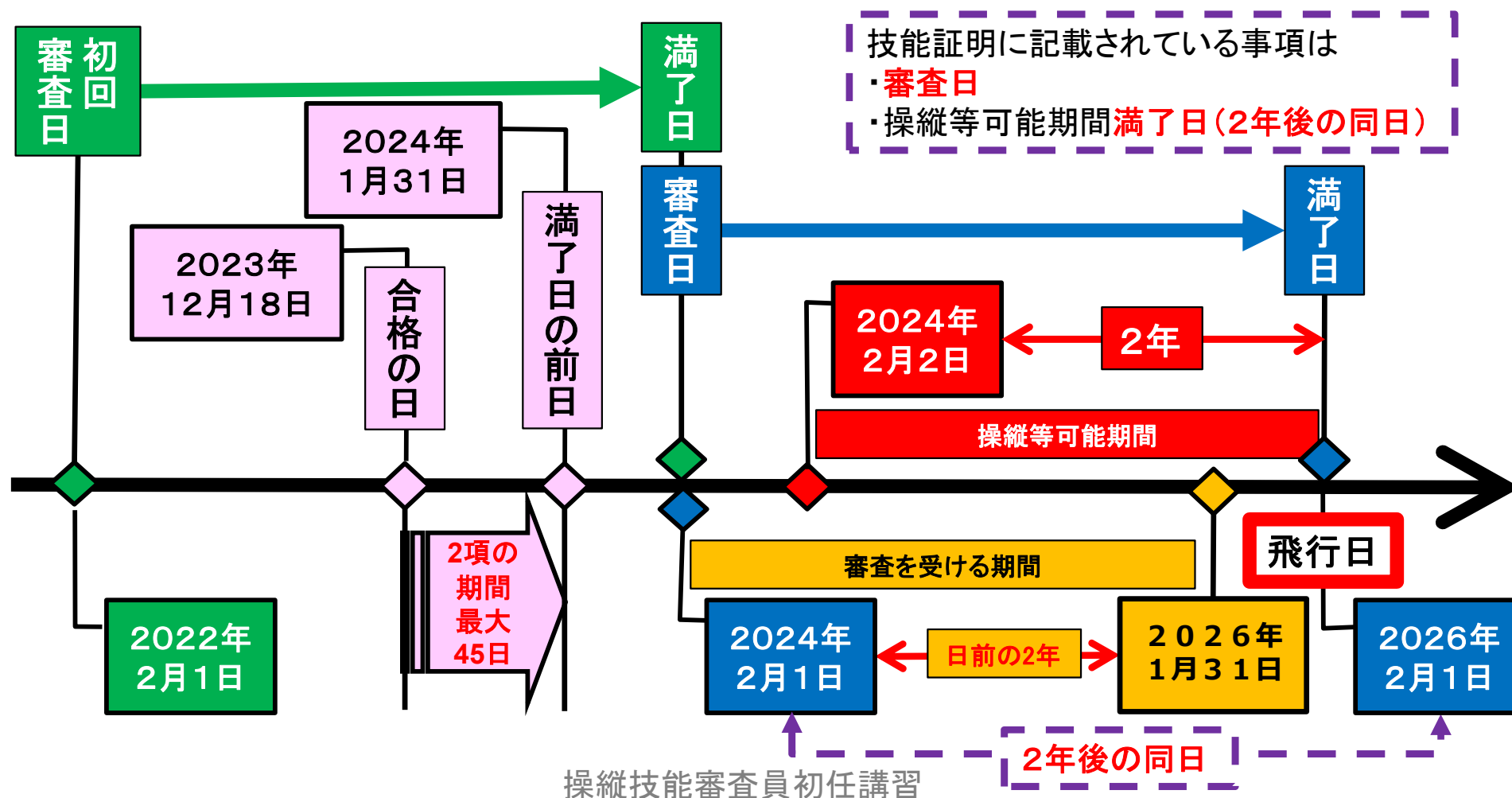
◆ 法 7 1 条の 3

当該審査は、**当該行為** **飛行日** **を行う日前**国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならない。

◆ 規 1 6 2 条の 3

1 項 国土交通省令で定める期間は、**2 年**とする。

2 項 満了する日の **4 5 日前**から当該**操縦等可能期間**が満了する日までの間に合格した場合は、前項の期間は、2 年に当該審査**合格の日**から**満了する日の前日**までの日数を**加えた期間**とする。



- ・ 特定操縦技能の審査制度の概要
- ・ 操縦技能審査員

地位

- ✓ 国土交通大臣により認定を受け、「特定操縦技能」の審査業務の権限を付与された者

役割

- ✓ 適正な審査の実施（法令遵守）
- ✓ 適切な受審（有効期間内での審査）の啓発（安全運航の確保）
- ✓ 公平、公正な審査の実施（私情を排除、公正に観察）
- ✓ 審査飛行中の安全管理（危険・事故防止）
- ✓ 被審査者に更なる安全性向上のための指導
（評価をとおして）

【航空法施行規則第162条の7（認定基準）】

- ① 特定操縦技能の審査に係る航空機と同じ種類の航空機を機長として操縦することができる技能証明を有していること又はこれと同等以上と認められる技能を有していること
- ② ①のほか、特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験及び能力を有していること（次頁）
- ③ 特定操縦技能の審査を行うのに必要な知識に関して国土交通大臣が行う講習を修了したこと又はこれと同等以上と認められる知識を有していること
- ④ 過去2年以内に操縦技能審査員の認定を取り消された者でないこと、等

(認定基準) の ②に示した「必要な経験及び能力」

- 同じ種類の航空機について、**操縦教育証明**を有していること
- 同じ種類の航空機について、操縦士資格に係る**指定航空従事者養成施設の技能審査員**として国土交通大臣の指名を受けていること
(過去指名者含む)
- 同じ種類の航空機について、**指定本邦航空運送事業者の査察操縦士**として国土交通大臣の指名を受けていること (過去指名者含む)
- 同じ種類の航空機について、**本邦航空運送事業者**の運航規程に定められた指名基準に基づき、**審査担当者**として指名されていること
(過去指名者含む)
- **航空従事者試験官又は運航審査官**として任命されている者
(過去任命者含む)
- 同じ種類の航空機について、**航空機使用事業者**の運航基準に定められた指名基準に基づき、**審査担当者**として指名されていること
(過去指名者含む)
- 国土交通大臣が行う「**操縦技能審査員認定試験**」に合格すること

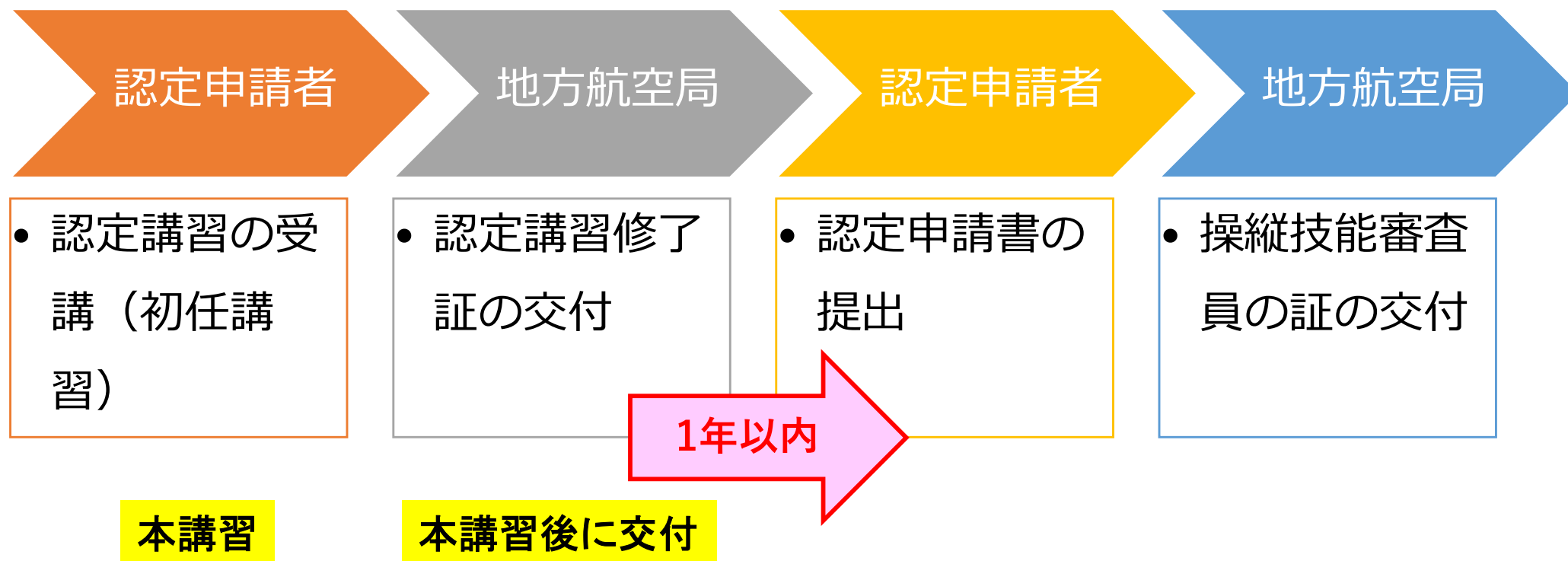
- 「特定操縦技能審査実施要領」第2章 2. 3 操縦技能審査員認定試験 に基づき実施する。
- 試験項目、合否判定の方法については実施要領別紙第2「操縦技能審査員認定試験実施要領」による。
- 認定試験は、特定操縦技能の審査を行うために必要な基礎的な知識及び能力について判定する。
- 合格者には試験官が合格証を交付する。

「操縦技能審査員認定試験申請書（第2号様式）」
に「技能証明書」の写しを添えて、地方航空局
保安部運航課検査乗員係に受験を希望する月の
前月15日（開庁日必着）までに提出すること。

※ 操縦技能審査員認定申請までに当該試験に合格
することが必要です。

- 特定操縦技能の審査制度の概要
- 操縦技能審査員
- 操縦技能審査員の認定手続き

操縦技能審査員の認定の流れ



※初任講習受講から1年以内に認定申請をする必要があります。

- 操縦技能審査員認定申請書（第28号の3様式）に次に掲げる書類を添えて、地方航空局保安部運航課検査乗員係に提出

（詳しくは特定操縦技能審査実施要領2.2「認定の申請」参照）

1. 写真2枚（縦3cm、横2.4cmで、裏面に氏名を記載）
2. 技能証明書の写し
3. 初任講習修了証の写し（認定の申請を行う日前1年以内に初任講習を修了したものであること）
4. 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（技能証明を有しない場合に限る。）
5. 認定基準（p13）に適合していることを証する書類
※「操縦教育証明」の写し、「技能審査員等」であることを証明する書類、「操縦技能審査員認定試験合格証」の写し
6. 返信用封筒（長型3号 120mm×235mm 通常切手を貼付）

管轄地方局にて要件確認後、

- 登録免許税（三千円）の納付書を申請者に送付
- 納税後、領収証書を管轄地方局に返送
- 「**操縦技能審査員の証**」を発行

※10月1日以降、郵便料金変更
一般書留：590円、簡易書留460円

- ※ 操縦技能審査員の証を郵送希望の場合、書留相当の切手を貼付した返信用封筒(長型3号 120mm×235mm)を領収証書送付の際、同封して下されば郵送いたします。

◆航空法施行規則 第28号の4様式

審査を行う際には、
常に携帯すること

○航空機の種類ごとに発行

- 2種類の航空機の技能証明をお持ちで、両方とも審査員の審査を受けたい方は、2種類の操縦技能審査員の証が必要です。
- 申請書類についても種類ごとに申請が必要です。



第 号



航空法第71条の3第1項の操縦技能審査員たることを証明する。

氏 名 _____

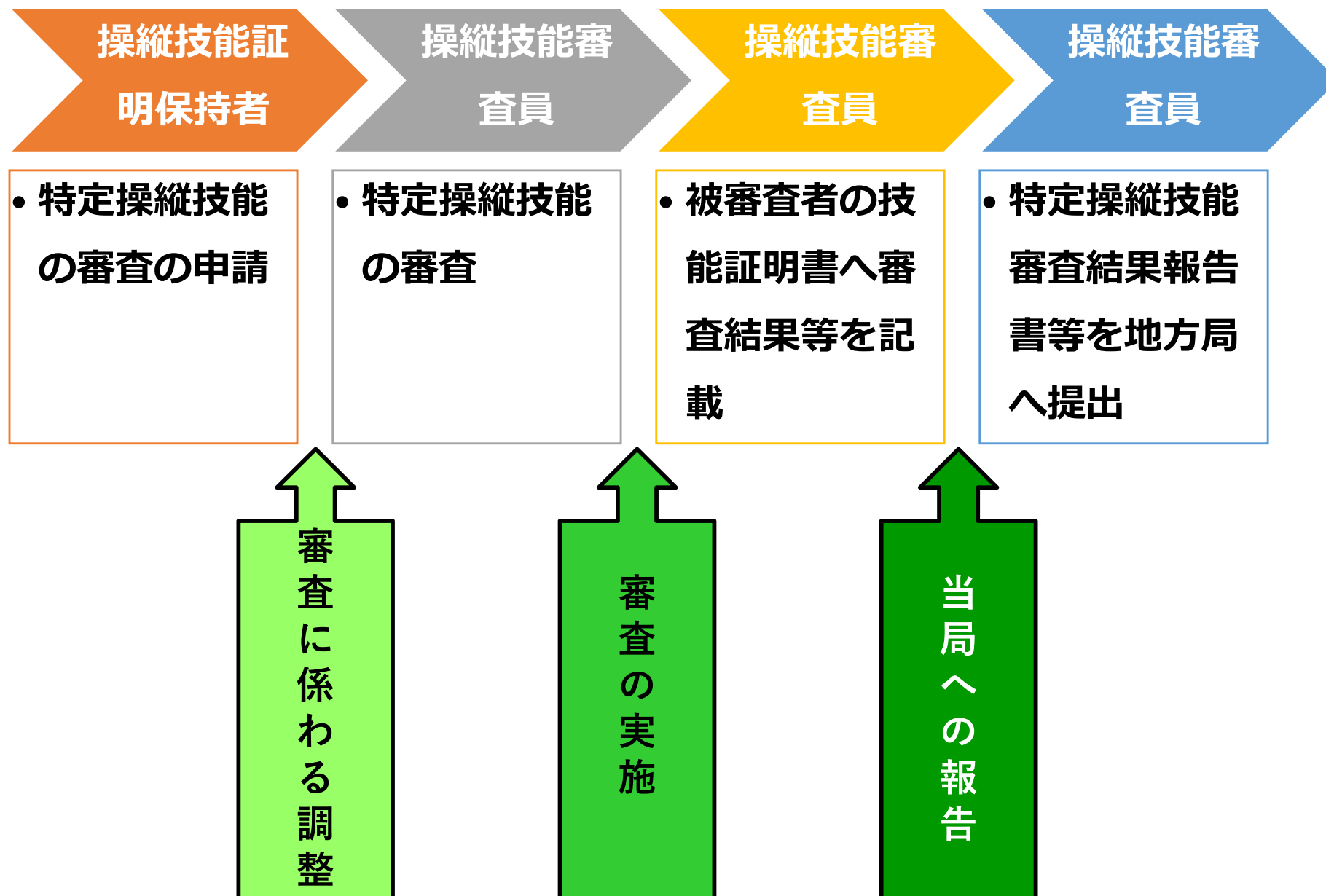
航空機の種類 _____

認定番号 _____

年 月 日発行

国土交通大臣 

- 特定操縦技能の審査制度の概要
- 操縦技能審査員
- 操縦技能審査員の認定手続き
- 審査の流れについて



特定操縦技能の審査の申請について

【航空法施行規則第162条の13関連】

特定操縦技能審査実施要領 第3章3.1.2

審査を受けようとする者は、特定操縦技能審査申請書（第28号の6様式）に次に掲げる書類を添えて、操縦技能審査員に提出する。

- 1. 技能証明書の写し**
- 2. 航空身体検査証明書の写し**
（実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合を除く。）
- 3. 総飛行時間及び最近6月の総飛行時間を証する書類**
（航空機乗組員飛行日誌等）

※ 被審査者に説明し、用意してもらいましょう！

審査の詳細について被審査者と調整して下さい。

被審査者と調整及び確認すべき事項

- 実施日時（審査員の行動予定含む。）
- 実施場所
- 技能証明書 特定操縦技能審査/確認（第20号様式12）の所持
（注：被審査者が事前に地方航空局に請求し、受領しているか、
また、当該証明書の記入欄に余白があることを確認する。）
- 現在有効な特定操縦技能審査の操縦等可能期間満了日
- 審査航空機
 - ・ 種類、等級及び型式。実機、SIM又はFTDの別
- その他必要事項等（手数料、お互いの連絡先、天候不良判明時の対応等）

- ◆ 被審査者は限定の範囲内であればどの等級、型式でも受審できます。
 - ◆ 審査は航空機の種類（飛、回、滑、船）ごとに行います。
【航空法施行規則第162条の14】
 - ◆ それぞれの航空機の種類ごとに合格していなければなりません。
 - ◆ 受審する機体は、単発の限定をお持ちの方は、多発、型式限定にかかわらず単発でOKです。
 - ◆ FTD又はSIMにより審査を行う場合は、被審査者が保有する等級限定と当該FTD等の等級が一致している必要があります。
(回転翼の場合、ピストン、タービンの等級が一致していること。)
- ◆ 審査員は自分のもつ等級や型式でないと審査できません。
 - ◆ 審査員は、保有していない等級や型式では審査できません。
【特定操縦技能審査実施要領2.9. 操縦技能審査員の業務範囲】
 - ◆ 審査員も航空機の種類（飛、回、滑、船）ごとに審査員の認定が必要です。それぞれ申請して下さい。
【航空法施行規則第162条の7】

航空局が発行する※細則及び特定操縦技能審査口述ガイダンスに基づき審査を行う。

※「特定操縦技能審査チェックリスト」を含む

- 被審査者に「操縦技能審査員の証」及び「技能証明書」を**提示**
※「定期講習修了証」又は該当する場合「定期講習免除通知書」を提示
- 審査の方法の提示（全体の流れ、注意事項の伝達）
- 書類の確認（技能証明書、航空身体検査証明書、無線従事者免許証）
- **口述審査**
- **実技審査**
（審査は原則として**口述審査**の後に**実技審査**を実施する。）
- 判定
- 審査終了後のブリーフィング
- 判定後の手続き（被審査者の技能証明書に定められた事項を記載）
- 審査終了後の事務処理（上記技能証明書の写しを国土交通大臣に提出）

まずは、審査の方法（**全体の流れ、注意事項**）を
わかりやすく説明して下さい。

審査の方法の提示

操縦技能審査員は審査の方法について以下の項目に関して説明をする。

（１）**全体の流れ**

技能証明書等の確認、口述審査・実技審査・判定・飛行後ブリーフィング等、審査の流れについて説明する。

（２）**注意事項の伝達**

以下の注意事項について、説明する。

ア 本審査は操縦士の技量管理を行い、全体の技能の底上げを図り、もって航空安全に寄与することである。したがって、審査飛行であることを強調しすぎることなく、**普段行っている飛行のつもりで飛行を行って頂く**ことを伝える。

イ 実技審査の際の**機長を明確**にすること。被審査者が「特定操縦技能練習の監督者」を必要とする場合は操縦席に着座した「特定操縦技能練習の監督者」が機長となる。

ウ 実技審査において、各科目で著しく不安定になったと被審査者が判断した場合は「**やり直し**」を申し出ること。

エ 飛行中、緊急操作を想定し口頭で簡単な質問をする場合には、そのことを伝えておく。

書類の確認

技能証明書、航空身体検査証明書、無線従事者免許証
をしっかりと確認しましょう。

1. **自家用操縦士** 【見本】

2. **A4000000 H**

CERT. NO.

3. 日本国 Japan

4. 氏名
Name

5. 生年月日
Date of Birth

6. 国籍・本籍
Nationality
Registered Domicile

この証明書は、国際民間航空条約及び航空法の規定に従い、交付する。
This certificate is issued pursuant to Convention of International Civil Aviation and Civil Aeronautics Law of Japan.

7. 国土交通大臣
Minister of Land,
Infrastructure and Transport

Date of Issue



8. 技能証明書—限定事項 【見本】

Ratings and Limitations

Date of Issue

CERT. NO.

氏名
Name

国土交通大臣
Minister of Land,
Infrastructure and Transport

種類Category	等級Class	型式Type	限定年月日Date

書類の確認

技能証明書、航空身体検査証明書、無線従事者免許証
をしっかりと確認しましょう。

10. 技能証明書 - 計器飛行証明

Instrument Rating

CERT. NO.

氏名
Name

計器飛行等の技能のあることを証明する
This certifies the competence for instrument flight.

国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism

計器飛行等を行うことができる航空機の
Category

11. 技能証明書 - 操縦教育証明

Flight Instructor Rating

CERT. NO.

氏名
Name

航空機の操縦の教育の技能のある
This certifies the competence for Flight ins

国土交通大臣

技能証明書 - 特定操縦技能審査/確認

File Competency Assessment/Confirmation

氏名
Name

航空機の種別
Category

【見本】

審査日/確認日 Date of Pilot Competency Assessment/Confirmation	審査結果/確認結果 Assessment/Confirmation	操縦資格の有効期限 Expiry Date of Pilot's Qualification	操縦技能審査/確認 Pilot Competency Assessment/Confirmation
			氏名 Name
			認定番号/所属 Approval No./Affiliation

注 特定操縦技能の審査に合格していない者は、航空法第71条の3第1項各号に掲げる行為を行うことができない。
All persons are prohibited from performing the acts listed in each item of Article 71-3 paragraph 1 of Civil Aeronautics
Act of Japan unless they have passed the Pilot Competency Assessment.

操縦技能審査員/確認者※

氏名	認定番号/所属
筑紫 次郎	OA12×

※航空運送事業者の場合は所属を記載する。

第1種航空身体検査証明書

第 号
CERT.NO.

第1種航空身体検査証明書
AVIATION MEDICAL CERTIFICATE (CLASS 1)

氏 名
Name

生年月日 【見本】 年 月 日
Date of Birth (y/m/d)

国籍・本籍
Nationality・Registered Domicile

現住所
Address

有効期間 Valid from (y/m/d) 年 月 日から
to (y/m/d) 年 月 日まで

※1 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、
入の操縦者でその操縦を行う場合
When the holder of this certificate engages in single-crew commercial air
transport operations carrying passengers :
to (y/m/d) 年 月 日まで

※2 航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う
場合（※1の場合を除く。）
When the holder of this certificate engages in commercial air transport
operations (except in the case of ※1) :
to (y/m/d) 年 月 日まで

条件事項
Conditions

航空法第31条の規定により、身体検査基準 第1種に適合することを
証明する。
This is to certify that the above-mentioned person complies with the
Aviation Medical Standards (Class1) in accordance with Article 31 of
Civil Aeronautics Law of Japan.
年 月 日
Date of issue (y/m/d)
国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
(指定航空身体検査医)
(Designated Aviation Medical Examiner) 印

定期運送用操縦士及び事業用操縦士を
対象とした有効期間

全ての操縦士に付される有効期間(通常の有効期間)

常用眼鏡使用等
身体検査の「条
件事項」の確認も
お忘れなく！

定期運送用操縦士、事業用操縦士及び准
定期運送用操縦士を対象とした有効期間

第2種航空身体検査証明書

第 号
CERT. NO.

第2種航空身体検査証明書
AVIATION MEDICAL CERTIFICATE (CLASS 2)

氏 名
Name

生年月日 **【見本】** 年 月 日
Date of Birth (y/m/d)

国籍・本籍
Nationality・Registered Domicile

現住所
Address

有効期間 Valid from (y/m/d) 年 月 日から
to (y/m/d) 年 月 日まで

※1 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、
一人の操縦者でその操縦を行う場合
When the holder of this certificate engages in single-crew commercial air
transport operations carrying passengers:
to (y/m/d) 年 月 日まで

※2 航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う
場合(※1の場合を除く。)
When the holder of this certificate engages in commercial air transport
operations (except in the case of ※1):
to (y/m/d) 年 月 日まで

条件事項
Conditions

国土交通省の31条の規定により、身体検査基準 第2種に適合することを
証明する。
This is to certify that the above-mentioned person complies with the
Aviation Medical Standards (Class2) in accordance with Article 31 of
Civil Aeronautics Law of Japan.
Date of issue (y/m/d) 年 月 日

国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
(指定航空身体検査医
Designated Aviation Medical Examiner)

有効期間は交付時の年齢により
5年～1年の期間で定められている。

常用眼鏡使用等
身体検査の「条
件事項」の確認も
お忘れなく！

書類の確認

(技能証明書、航空身体検査証明書、無線従事者免許証、総飛行時間及び最近6月の総飛行時間の確認)

資格 航空級無線通信士



【見本】

免許証の番号 HZE []

免許の年月日 昭和50年5月1日

氏 名 []

[] 年 [] 月 [] 日生

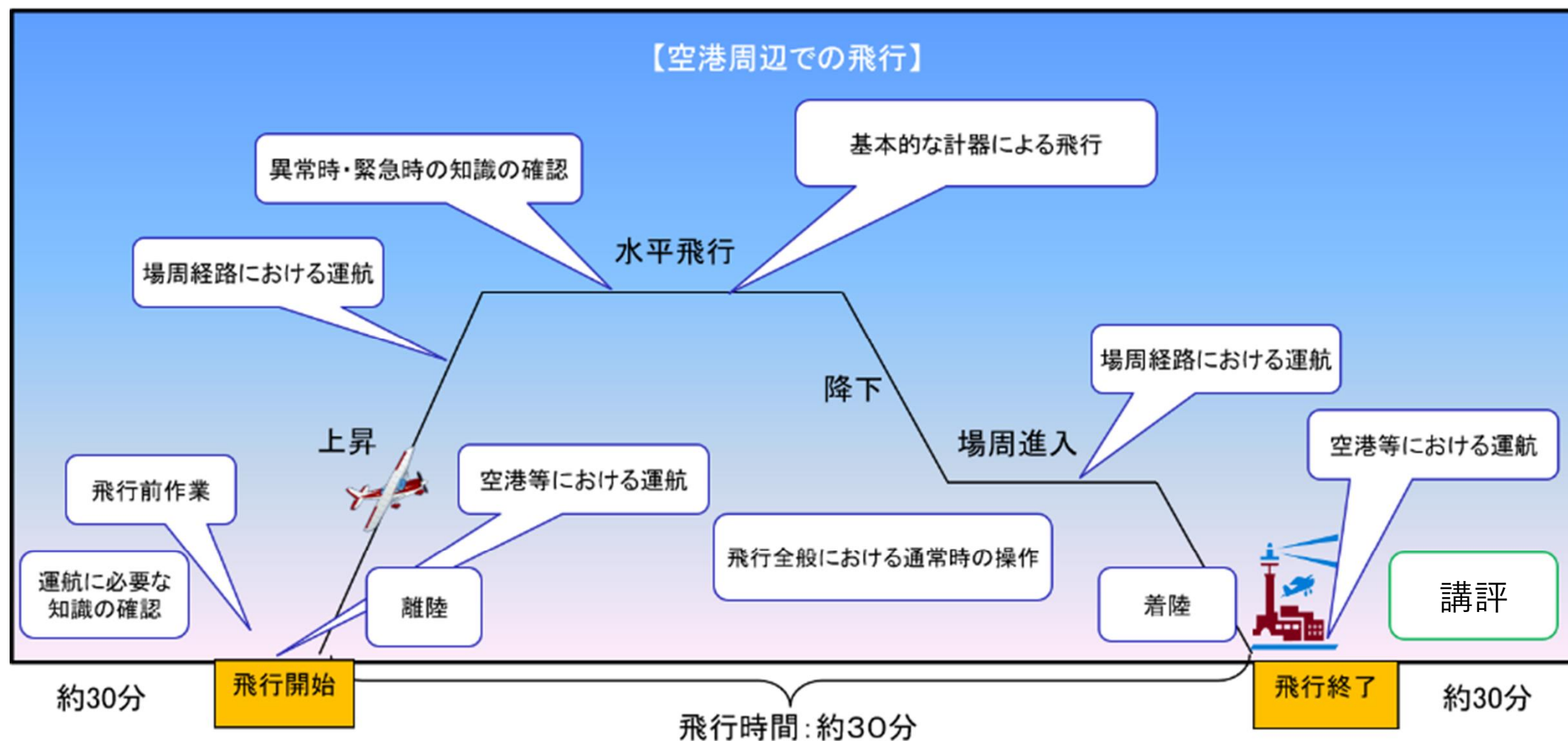
左の者は、無線従事者国家試験及び免許規則により、左記資格の免許を与えたものであることを証明する。

この免許証は、国際電気通信条約附属無線通信規則に規定する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

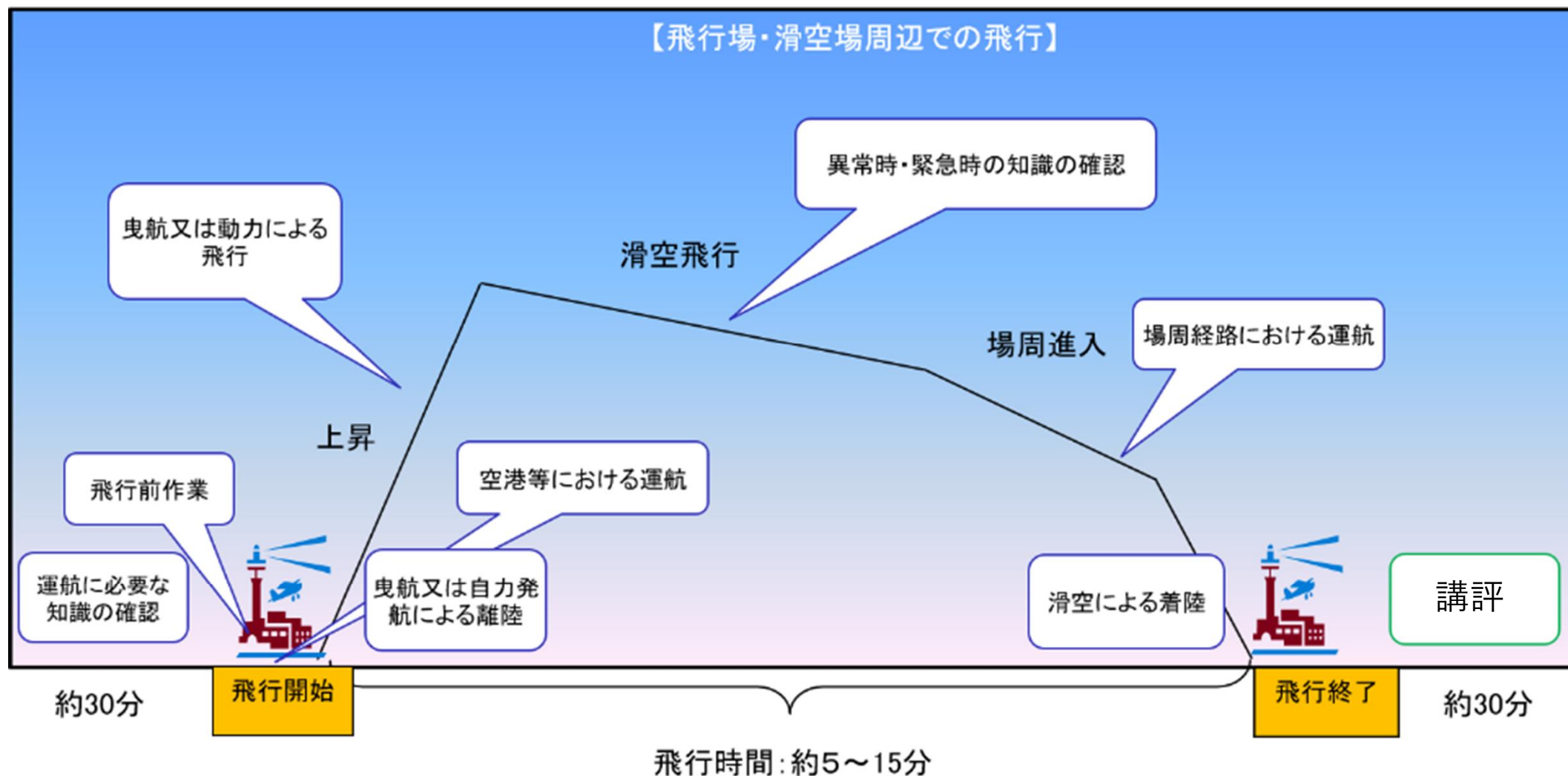
昭和50年5月1日

郵政大臣 [Red Seal]

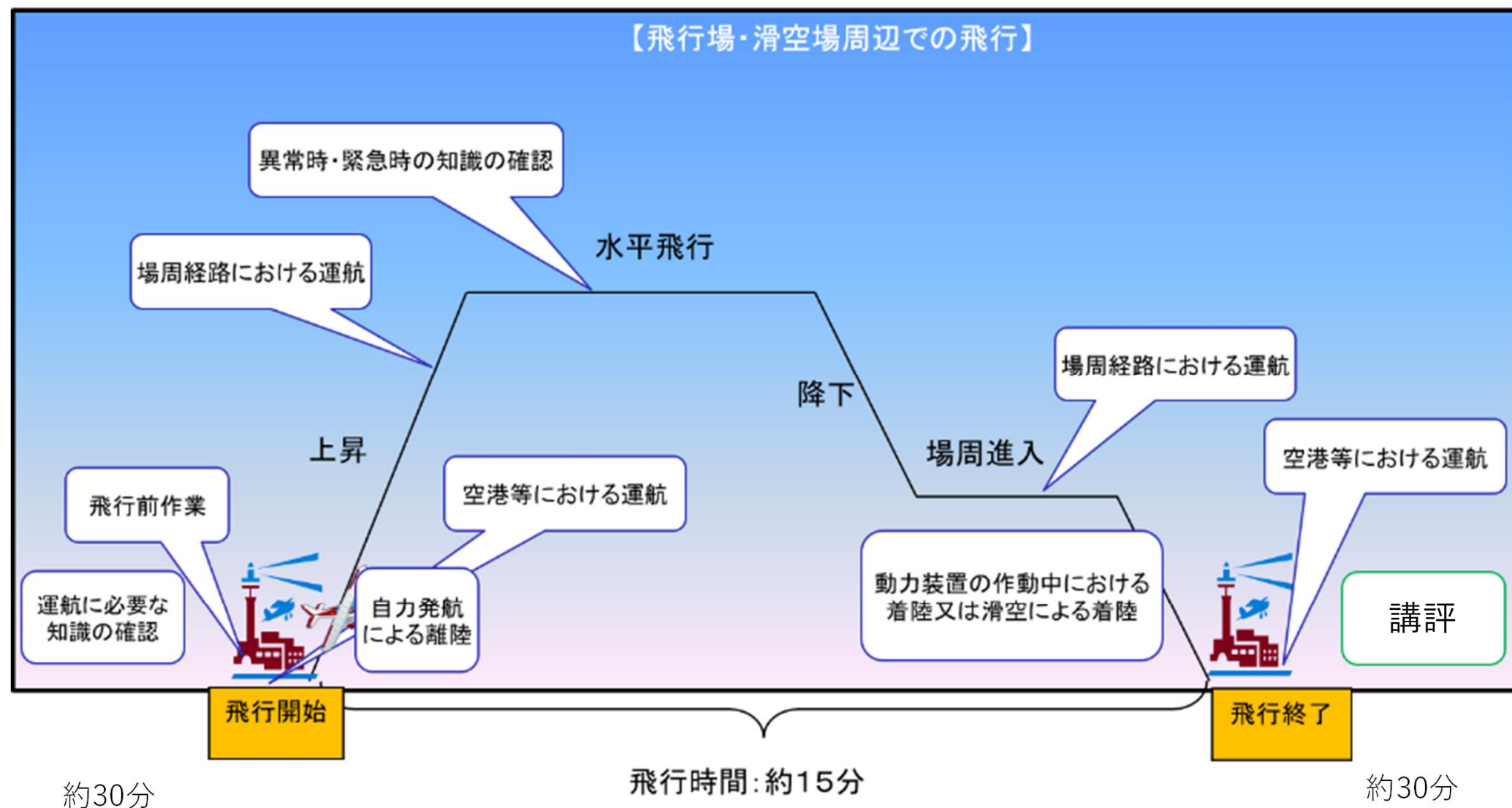
特定操縦技能の審査のイメージ(飛・回)



特定操縦技能の審査のイメージ (上級滑空機・曳航装置あり動力滑空機)



特定操縦技能の審査のイメージ(曳航装置なし動力滑空機)



- 特定操縦技能の審査制度の概要
- 操縦技能審査員
- 操縦技能審査員の認定手続き
- 審査の流れについて
- 審査の実施要領

◆審査は以下の規程等により実施します。内容をしっかり理解して下さい！

◆特定操縦技能審査実施要領

（以下「実施要領」という）

◆特定操縦技能審査実施細則

（特定操縦技能審査チェックリストを含む。）

（以下「実施細則」という）

◆特定操縦技能審査口述ガイダンス

（以下「口述ガイダンス」という）

実施細則の構成

- I：一般（総則、共通事項） ※飛・回・滑・船共通
- II：飛行機（口述審査、実技審査）
- III：回転翼航空機（口述審査、実技審査）
- IV：滑空機（口述審査、実技審査）
- V：飛行船（口述審査、実技審査）
- 別添 1～4：特定操縦技能審査結果報告書
（兼 特定操縦技能審査チェックリスト）
飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船

【口述ガイダンスより抜粋】

操縦技能審査員は口述審査にあたっては、原則として本ガイダンスから出題しなければならない。

口述ガイダンスの構成

- ・ 共通編 （飛・回・滑・船に共通です。）
- ・ 飛行機編「第1部」「第2部」
- ・ 回転翼航空機編「第1部」「第2部」
- ・ 滑空機編「第1部」「第2部」
- ・ 飛行船編「第1部」「第2部」

※ 飛行機の構成例

第1部：最近の変更点

1－1 最近の変更点※

第2部：恒常的に知識のレビューをすべき点

1－2 一般知識※

1－3 航空機事項等

7－1 諸系統又は装置の故障

7－2 離陸中のエンジン故障

※ 安全講習会受講により1-1及び1-2は、免除規定があるが、受講後の変更点等は免除されないので注意！

※ 安全講習会の開催実績は、以下HPより確認できます。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000075.html

【口述ガイダンスより抜粋】

第1部

1. 航空機の操縦に従事するのに必要な知識

実施細則に示された口述審査のうち番号1－1は以下に示す1－1（最近の変更点）から出題すること。

※第1部に記載された該当事項については、概ね全ての項目について出題すること。

1－1 最近の変更点

- ・ 1、2、3、4・・・の番号の若い方が新しい変更点
 - ・ 記載されていない直近の規則類（法令等）の変更点
- ※操縦技能審査員の判断で質問できる。

【口述ガイダンスより抜粋】

第2部

1. 航空機の操縦に従事するのに必要な事項

実施細則に示された口述審査のうち番号1－2、1－3、7－1、7－2は以下に示す1－2、1－3、7－1、7－2からそれぞれ出題すること。

第2部からは適宜（10問を目安）出題すること。

- 1－2 一般知識
- 1－3 航空機事項等
- 7－1 諸系統又は装置の故障
- 7－2 離陸中のエンジン故障

判定基準の質問事項に概ね答えられるとは？

- ・ **約 7 割位の正答率**（口述ガイダンスより）

【実施細則（飛行機）実技審査より抜粋】

2 飛行前作業

2－1

科 目：証明書・書類

- ・ 証明書・書類等の有効性の確認
- ・ 記載事項の解読
- ・ 必要事項の確認

2－2

科 目：重量／重心位置等

- ・ 使用機の重量及び重心位置の計算
- ・ 搭載する燃料及び滑油の搭載量及びその品質の確認

【実施細則（飛行機）実技審査より抜粋】

2 飛行前作業

2－3

- 科目：航空情報・気象情報
- ・必要な航空情報を入手、関連のある事項を説明
 - ・必要な気象情報を入手、実況及び予報の説明

2－4

- 科目：飛行前点検
- ・外部、内部点検
 - ・諸系統、諸装置に関する理解

2－5

- 科目：始動・試運転
- ・始動、試運転を実施させる。

【実施細則（飛行機）実技審査より抜粋】

3 空港等及び場周経路における運航

3－1

科 目：地上滑走（水上滑走）

- ・管制機関等の指示または許可に基づき地上滑走

3－2

科 目：場周飛行及び後方乱気流の回避

- ・所定の方式に従い場周飛行
- ・計器飛行方式による運航を常とする場合精密進入で可

【実施細則（飛行機）実技審査より抜粋】

4 通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止

4－1

科目：通常の離陸（離水）及び上昇
・所定の方式により通常の離陸（離水）

4－2

科目：通常の進入及び着陸（着水）
・所定の方式により通常の進入及び着陸（着水）
・水上機の場合、風、水面の条件あり

4－3

科目：着陸（着水）復行
※口述ガイダンスにより行うことも出来る。

4－4

科目：離陸中止
※口述ガイダンスにしたがって質問する。

【実施細則（飛行機） 実技審査より抜粋】

5 基本的な計器による飛行

5－1

科 目：レーダー誘導による飛行

- ・機位不明の想定を出し、模擬レーダー誘導
（フード使用は被審査者の任意）

6 飛行全般にわたる通常時の操作

6－1

科 目：通常操作

【実施細則（飛行機）実技審査より抜粋】

7 異常時及び緊急時に必要な知識

7－1

科目：諸系統又は装置の故障

口述ガイダンスに従って質問

※実技審査により行うこともできる
(安全に充分に配慮して実施のこと！)

まとめ

- ・ 出発前の確認（試運転まで）
- ・ 地上滑走
- ・ 離陸、着陸
- ・ 模擬レーダー誘導
- ・ その他の所定の操作

上記 5 項目を審査したら
実技審査は成立！

□ 実施細則に定める特定操縦技能審査結果報告書（兼特定操縦技能審査チェックリスト）を使用し、審査記録を作成しなければなりません。

☞ ただし、当該チェックリストと同等以上の独自の様式を使用し、審査記録を作成する場合は、それで代用可能です。

□ 特定操縦技能審査を通じて確認した被審査者の課題やこれに対して行った助言の内容を審査記録に記載しなければなりません。

特定操縦技能審査結果報告書の新様式

別添 1

特定操縦技能審査結果報告書
(兼 特定操縦技能審査チェックリスト)
－飛行機－

航空法施行規則第162条の15の規定に基づき、特定操縦技能審査を実施したので、下記のとおり報告します。

操縦技能審査員	フリガナ
	氏名：
	現住所：〒
	電話番号： E-mail：
	所属（もしあれば）：
〔本審査に係る操縦技能審査員に関する情報〕	
認定番号：	
認定年月日： 年 月 日	
最近の操縦技能審査員定期講習修了日： 年 月 日	
（※操縦技能審査員定期講習を免除した場合は免除通知書発行日）	
被審査者	フリガナ
	氏名：
	現住所：〒

審査記録に使用するチェックリスト

口述審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

1：運航に必要な知識

□1-1 最近の変更点

□安全講習会受講により確認済

✓ □安全講習会受講後の変更事項を審査

(飲酒基準、直近の運輸安全委員会勧告及び管制方式基準の改正については必須とする)

○航空局が直近に発信したリーフレットや安全啓発動画の内容についても理解しているか確認する。

なお、審査終了後には、航空局が直近に発信したリーフレットを被審査者に手交すること。

➤特定操縦技能審査口述ガイダンス(「ガイダンス」という)「第1部 1-1. 最近の変更点」に定める質問事項に概ね答えられる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容) ※口述ガイダンスから質問した該当番号を記載。

1. (5) アルコール分解に要する時間について一部誤った認識だったため、飲酒に関する基礎教育資料を用いて再確認させた。

記入例

審査記録に使用するチェックリスト

実技審査

実施要領 (○) 判定基準 (➤)

記入例

2：飛行前作業

✓ 2-1 証明書・書類

- 航空機登録証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか確認させる。
- 耐空証明書の登録記号が当該使用機と一致しているか、耐空類別は何か、有効であるかを確認させる。
- 運用限界等指定書を確認させる。
- 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。
- 必要な証明書、書類等の有効性の確認及び航空日誌等の記載事項を解説し説明ができる。

所見：(理解不足に対するフォローアップ内容)

抜けなく、円滑に実施できており、問題ない。

審査記録に使用するチェックリスト

4：通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止

✓ 4-1 通常の離陸（離水）及び上昇

○所定の方式により通常の離陸（離水）を行わせる。

- ・滑走中は風上側にエルロンを使用して、機体を水平に保つこと。
- ・飛行規程に示された方法により方向を適切にコントロールすること。
- ・飛行規程を元に受審者が計画した速度でローテーションを開始すること。
- ・過度のピッチの上下をさせないで上昇姿勢をコントロールすること。

○水上機の場合は、向かい風及び軽微な横風中の離水のほか、可能なばうねりのある水面からの離水を行わせる。

➤横風を修正し、滑走路の中心線及び延長線上を概ね維持しながら離陸、上昇できる。

➤上昇速度は±10 ノット以内の変化であること

【 所見：（理解不足に対するフォローアップ内容）

右横風（R90/5kt）の状況で離陸した際、浮揚直後から左に流された。自ら気づいてその後修正できたが、飛行後ブリーフィングにおいて離陸操作中に確認すべき事項について助言した。

】

記入例

☑危機感をもって臨みましょう！

☑審査中の被審査者の心理に配慮しましょう。

・ ・ ・ 被審査者をリラックスさせるよう心がけ、
必要以外は静かに観察する。

☑審査飛行中はしっかり見張りをしましょう。

☑いつでもテイクオーバーできる準備を！

※ 両手、両足を身構え、座席位置は常に操縦できる位置にしておきましょう。
なお、審査員が操縦操作を行う場合は有効なライセンス（特定操縦技能審査に合格していることを含む。）及び身体検査証明を有している必要があります。

特定操縦技能審査実施細則の判定基準及び口述ガイダンスに従い、確実な審査を行いましょう。

👉 口述審査

- ・ 質問の趣旨を明確に伝えましょう。
- ・ 質問の時機に配慮し、質問の種類が偏らないようにしましょう。
- ・ 回答が不適切であった場合は、適切な措置及び指導を行いましょう。

👉 実技審査

- ・ 出発前の確認が確実に行われているか確認しましょう。
- ・ 操作、手順等を厳格に監視しましょう。
- ・ 審査に関する所要事項の説明・記録を適切に行いましょう。
- ・ 審査中、他機や障害物等に対する見張り、気象及び管制機関との通信等、安全に関して最大の注意を払いましょう。
- ・ C R MスキルやT E M を活用して安全で効率的な審査を行うため、ノンテクニカルスキルが発揮できていることを確認しましょう。
- ・ 不適切な判断又は操作等を行った場合、直ちに適切な措置をとりましょう。
- ・ 模擬飛行装置等を使用する場合は、気象、諸系統又は装置の故障の状況設定を適切に行いましょう。

【実施細則より抜粋】

3. 審査終了後の飛行後ブリーフィング

以下の事項について批評、解説、注意喚起を行い、安全運航のための**助言を行う**。

3－1 口述審査で助言する事項

口述審査において被審査者が**十分に回答できなかった事項**について項目を示し、事後の自主研鑽の方向付けをする。

3－2 実技審査で助言する事項

現状で、安全性に問題がないものの、修正をすることにより、さらに**安全性向上が期待できると思われる事項**について助言する。

【実施細則より抜粋】

4. 不合格と判定しなければならない状況

4－1 以下の状況が審査中生起した場合は、**不合格と判定**しなければならない。

(1) 審査において**航空法違反**が明確な場合

以下の例に該当した場合、もしくは**類似の状況**と判断できる場合

ア **管制指示に違反**した場合

イ 飛行規程に記載された**制限事項に違反**した場合

ウ その他**航空法**に規定された事項に違反した場合

(2) **判定基準を繰り返し逸脱**したり、逸脱した状況が継続した場合

この場合、操縦技能審査員は安全確保のために助言を実施しても良い。助言の結果、判定基準内に状況が改善された場合は、不合格と判定する必要はない。

(3) **危険な操作**を実施した場合、または危険な状況を**回避しなかった**場合

- 航空法施行規則別表第二の運用について
- 航空機乗組員飛行日誌記入要領

1. 被審査者は合否問わず**機長時間※**
2. 操縦技能審査員は
操縦席に着いた場合・・・**機長時間※**
操縦席以外の場合・・・その他の時間
3. 操縦練習の監督者が操縦席に着いた場合・・・**機長時間※**

※ 通報する飛行計画書及び搭載用航空日誌（ジャーニーログ）への記載にかかわらず、航空機乗組員飛行日誌（フライトログ）の機長時間及び機長署名を行っていただいて結構です。

技能証明書へ結果を記載しましょう！

操縦技能審査員は、審査終了後、被審査者の技能証明書（規則第20号様式12.）に次に掲げる事項を記入する。

1. 審査を行った日
2. 合格又は不合格の別
3. 操縦等可能期間の満了する日（合格とした場合に限る。）
4. 操縦技能審査員の氏名
5. 操縦技能審査員の認定番号

記入した技能証明を
コピーして報告！

操縦技能審査員／確認者※	
氏名	認定番号／所属
筑紫 次郎	OA12×

【注意事項】

※航空運送事業者の場合は所属を記載する。

- ・日付等間違えないように必ず鉛筆で下書きし、相互確認を！
- ・誤記した場合は、技能証明書の再発行若しくは誤記欄に訂正線を引き次欄に記入する。（訂正印は押さない。）

【特定操縦技能審査実施要領 第3章 特定操縦技能審査】

特定操縦技能の審査を行った場合は、その日から起算して**10日以内**（土日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）に、以下の書類、

1. 「特定操縦技能審査結果報告書（第7号様式）」又は「特定操縦技能審査結果報告書（兼 特定操縦技能審査チェックリスト※）」：細則別添1～4」の**原本**
2. 被審査者の特定操縦技能審査申請書の**写し**
3. 被審査者の技能証明書（※審査結果記入済みの証明書を含む）の**写し**
を操縦技能審査員の現住所を管轄する地方航空局保安部運航課検査乗員係に提出しなければならない。

※について「特定操縦技能審査結果報告書」以外のチェックリスト部分の提出は任意です。

1～3の審査結果は少なくとも2年間保存すること。また局から提出を求められる可能性があります。

<提出先>

- (ア) 東京航空局保安部運航課検査乗員係
・ 電話03-5275-9321
- (イ) 大阪航空局保安部運航課検査乗員係
・ 電話06-6937-2781

提出した書類の写しは、
当該審査を実施した日から
少なくとも2年間保存する！

- 操縦技能証明保有者に対し、飛行前の一定期間内に、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に重要であるもの （特定操縦技能） を有するかどうかについての審査を行う。
- 審査は、必要な経験、知識及び能力を有することについて、国土交通大臣が認定した 「操縦技能審査員」 が行う。
- 審査は、航空機の種類ごと に、運航に必要な知識（特に、航空法規等の最新の改正内容等についての知識）の確認、空港等における運航、通常時の離着陸や、通常時の飛行、異常時及び緊急時の操作等の知識の確認からなる。
- 審査の適切性、公平性を担保するため、操縦技能審査員は、航空局が発行する実施要領、実施細則、口述ガイダンスに基づき審査を行う。
- 審査は、国土交通大臣の認定した模擬飛行装置又は飛行訓練装置（ビジュアル装置を有するもの）を使用して行うことができる。
- 操縦技能審査員は、審査を行った時は、被審査者の技能証明書に「審査を行った日」「合格又は不合格」「操縦等可能期間満了日（合格した場合に限る）」「操縦技能審査員の氏名および認定番号」を記入し、当該技能証明書の写しを国土交通大臣に提出するとともに、審査記録を作成するものとする。
- 不合格の場合は特定操縦技能練習をするか、又は技能証明書を国土交通大臣に提出する。

- ・ 特定操縦技能の審査制度の概要
- ・ 操縦技能審査員
- ・ 操縦技能審査員の認定手続き
- ・ 審査の流れについて
- ・ 審査の実施要領
- ・ 特定操縦技能の審査に関する罰則
- ・ 関連規定類一覧等
- ・ 操縦技能審査員候補者の皆様へのお願い！

小型航空機等の運航に係わる法令遵守及び安全優先の意識の徹底について
(R2.6.30特定操縦技能審査の操縦等可能期間の厳格な期限管理について)

国空航第420号R1.6.18

関連事案発生年月日：H30.9.16

概要

- ・大分空港における胴体着陸事案の個人操縦士（操縦技能審査員）が、航空身体検査証明の有効期間及び特定操縦技能審査の操縦等可能期間のいずれも超過した状態で当該飛行を行っていたことが判明
(航空身体検査：88回、特定操縦技能審査：36回の飛行を実施)
- ・事案後、法違反の事実を報告せず審査員の認定を再取得

処分内容

- ・航空業務停止60日（航空法第30条）
- ・操縦技能審査員の認定取り消し（航空法第71条の3第4項）

小型航空機等の運航に係わる法令遵守及び安全優先の意識の徹底について

国空航第3564号R2.3.31

関連事故発生年月日：H29.8.14

概要

- ・奈良県山辺郡山添町の山林への墜落事故調査公表後、大阪航空局が行った調査により、当該事故機長に対し行ったとされる特定操縦技能審査において、実技審査を実施せずに合格と判定し、大阪航空局に虚偽の審査結果の報告をしていたことが判明
- ・当該事故機長とは別の個人操縦士に対しても同様の報告を行っていたことが判明

処分内容

- ・操縦技能審査員の認定取り消し（航空法第71条の3第4項）

操縦技能審査員

- ・ 審査員の認定及び審査に関する規定に違反
 - ・ 100万円以下の罰金
 - ・ 6ヶ月以内の審査業務の停止又は認定の取り消し

操縦技能証明を有する者

- ・ 審査に合格していない者が航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行った場合
 - ・ 50万円以下の罰金

特定操縦技能練習の監督者

- ・ 規定に違反して操縦の練習の監督を行った場合
 - ・ 50万円以下の罰金
- ・ 監督者の指定の手続きに関し不正を行った場合
 - ・ 10万円以下の過料

事例 1. 特定操縦技能審査を行った審査員の認定が切れていたケース

事例 2. 特定操縦技能審査中に、被審査者が管制指示を誤認し滑走路へ誤進入してしまったケース

事例 3. 特定操縦技能審査の実技審査を1回の飛行で、飛行中に審査者と被審査者が入れ替わりながら相互に実施したケース **【※ 随時検査を実施】**

その他. 特定操縦技能審査の操縦等可能期間満了日を過ぎて飛行してしまったケース（年数件）

操縦技能審査員に対する随時検査

・ 目的

航空法第134条第1項及び第2項の規定に基づき、特定操縦技能審査制度の適正な運用を確保するため、操縦技能審査員の行う特定操縦技能審査の公平・公正性、審査内容、審査レベル等に疑義が生じた場合、その他安全政策課長が必要と認めた場合に実地にて検査を行い、当該内容について確認する。

特定操縦技能審査実施要領2.6（平成24年国空航第799号）

・ 随時検査の方法

不適切な特定操縦技能審査が確認された場合や、審査に合格したにもかかわらず当該操縦士の技量・知識等が疑われるなど審査が不適切であったと考えられる場合等において、原則として、検査対象の操縦技能審査員による実際の特定操縦技能審査に航空従事者試験官が立会うことにより実施する。

実際の審査を行うことが困難な場合は航空従事者試験官を被審査者に見立てて、模擬審査により行うことができる。

※航空局では、随時検査とは別に、本制度の実効性を高める取り組みの一つとして、審査の運用状況を確認し制度の見直しを行うことを目的とした「実態調査」を実施しています。引き続き、本調査へのご理解、ご協力をお願いします。

1. 特定操縦技能審査実施要領

別紙第1. 操縦技能審査員の認定基準

別紙第2. 操縦技能審査員認定試験実施要領

別紙第3. 操縦技能審査員初任講習実施要領

別紙第4. 操縦技能審査員定期講習実施要領

別紙第5. 操縦技能審査員が限定の範囲外の航空機を使用して
特定操縦技能審査を行う場合の許可基準について

別紙第6. 航空法第71条の3第2項の規定により国土交通
大臣がやむを得ない事由があると認めて許可する場
合の申請の方法及び許可の基準について

2. 特定操縦技能審査実施細則（特定操縦技能審査チェックリストを含む。）

3. 特定操縦技能審査口述ガイダンス

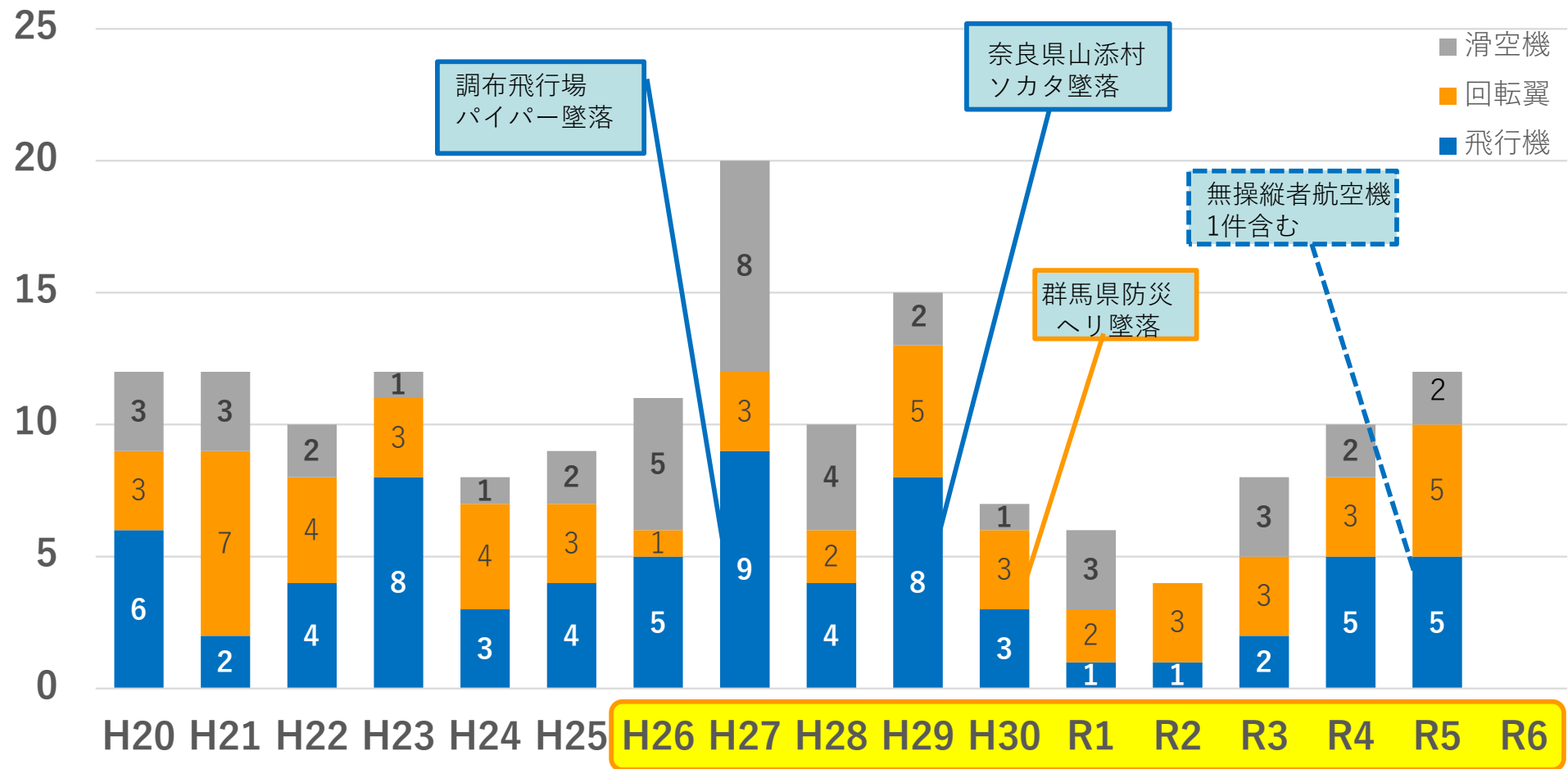
【参照】国土交通省HP URL：http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000744.html

審査の前には最新の情報を確認してください！

- ・ 特定操縦技能の審査制度の概要
- ・ 操縦技能審査員
- ・ 操縦技能審査員の認定手続き
- ・ 審査の流れについて
- ・ 審査の実施要領
- ・ 特定操縦技能の審査に関する罰則
- ・ 関連規定類一覧等
- ・ 操縦技能審査員候補者の皆様へのお願い！
（最近の変更事項を含む）

事故発生件数の推移

「運輸安全委員会＞航空事故の統計」(令和6年2月20日現在)より



航空の安全・安心確保に向けた緊急対策

令和6年1月2日 羽田空港における航空機衝突事故を受けて

※令和6年6月24日事故対策委員会「中間とりまとめ」を含む
(情報提供の停止を解除 令和6年8月8日～)

緊急対策パッケージの柱

1. 管制機関及び航空事業者等への基本動作の徹底指示

2. 管制官による監視体制の強化

- 滑走路への誤進入を常時レーダー監視する人員の配置

3. パイロットによる外部監視の徹底、視覚支援

- (1) 航空事業者等への滑走路進入時及び着陸進入時における外部監視の徹底指示
- (2) 滑走路進入手前の停止位置標識の高輝度塗色

4. 滑走路進入に関するルールの徹底

- (1) 滑走路進入に関する管制用語のパイロットへの周知徹底

- (2) 滑走路進入に関する管制指示の更なる明確化

例：航空機の離陸順序を示す情報（No.1、No.2 等）の提供を当面停止

- (3) 滑走路周辺の走行に関する注意事項の航空事業者等への周知徹底

情報提供を行う際の留意事項を
管制官とパイロットに周知徹底
の上、8月8日より停止を解除

5. 関係者間のコミュニケーションの強化

- 管制官とパイロットの交信に関する緊急会議の開催

管制官及び航空事業者等に対して、**基本動作の徹底**を指示

【管制機関に対する指示内容】

- ◎ 基本動作を徹底すること。
- ◎ 特に、滑走路への進入、滑走路手前待機等の滑走路の使用に関する許可や指示を行った場合は、**復唱確認の確実な実施**をすること。

【航空事業者等に対する指示内容】

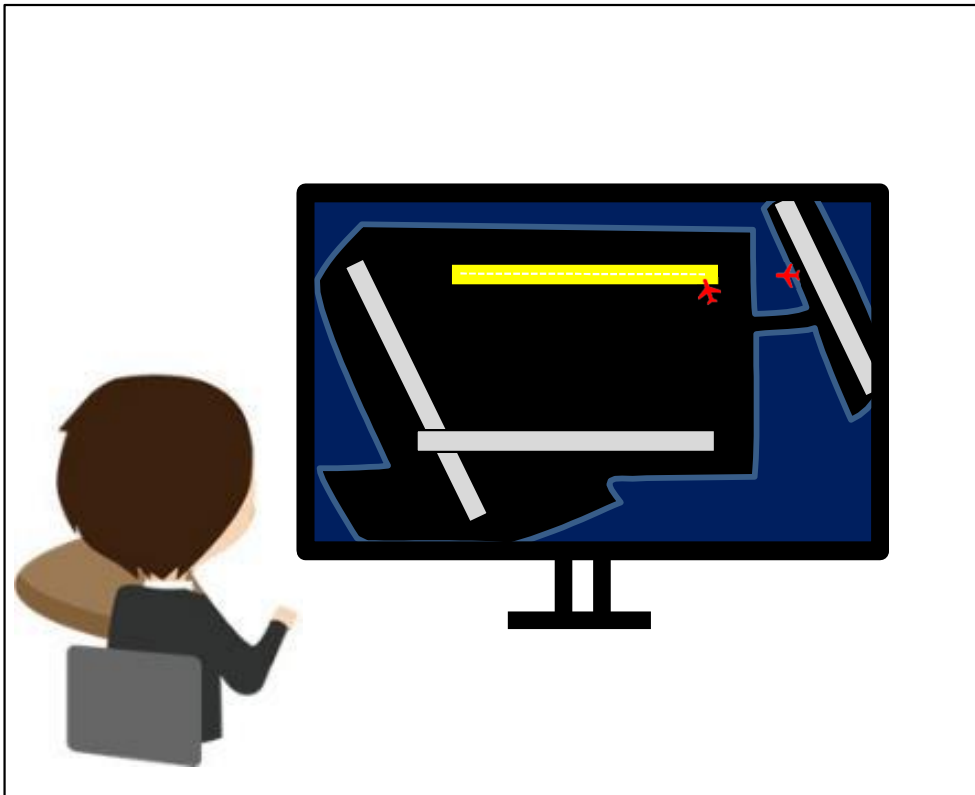
- ◎ 基本動作を徹底すること。
- ◎ 管制指示を受けた場合における**確実な復唱**を含む安全運航のための手順を徹底すること。
- ◎ 安全運航の確保に万全を期すること。



Communication Loop

2. 管制官による監視体制の強化

羽田空港について滑走路への誤進入を常時レーダー監視する人員を配置
レーダーが設置されている成田・中部・関西・福岡・那覇空港についても順次人員を配置



監視担当者は画面ですべての滑走路の注意喚起表示を常時監視



監視担当者は注意喚起表示を確認した場合滑走路を担当する管制官に対し即時伝達

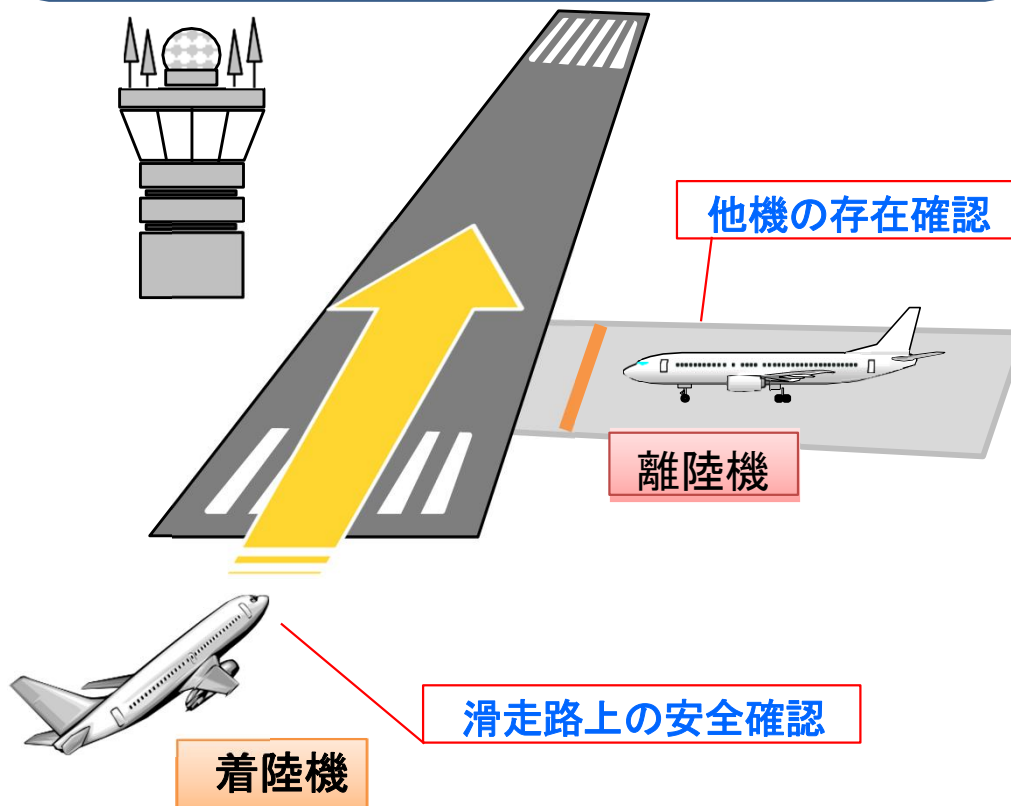
役割分担を調整することにより監視担当席を配置

3. パイロットによる外部監視の徹底、視覚支援

(1) 航空事業者等への滑走路進入時及び着陸進入時における外部監視を徹底

【指示内容】

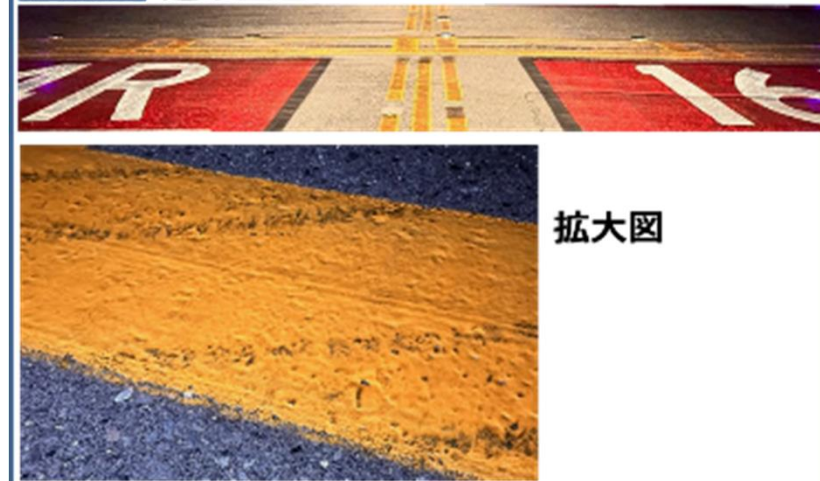
- ・滑走路進入時及び着陸進入時において、特に注意して外部監視を行うこと。
- ・安全運航の確保に万全を期すること。



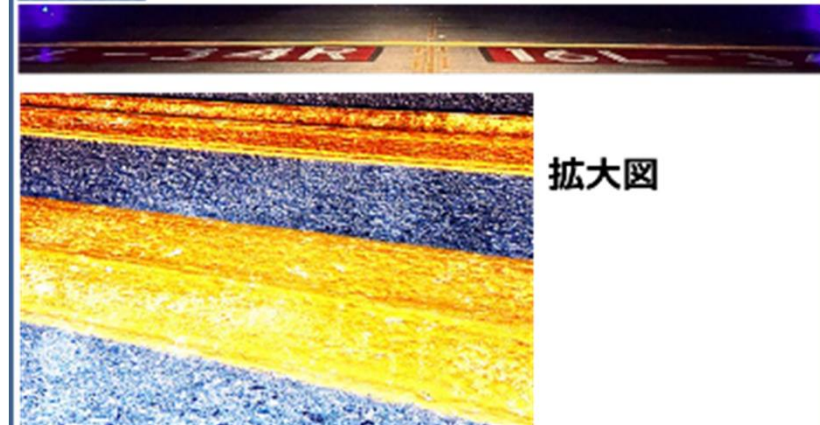
(2) 滑走路進入手前の停止位置標識の高輝度塗色を実施

(羽田等主要空港)

対策前 通常塗色



対策後 高輝度塗色



4. 滑走路進入に関するルール of 徹底

(1) 滑走路進入に関する管制用語のパイロットへの周知徹底

【指示内容】

・以下の管制用語が使用された場合のみ滑走路に進入すること。

- ① **Cleared for take-off** (離陸支障ありません)
- ② **Cross runway** (滑走路横断支障ありません)
- ③ **Line up and wait** (滑走路に入って待機してください)
- ④ **Taxi via runway** (滑走路を地上走行してください)
- Backtrack runway** (滑走路を離着陸方向と反対に地上走行してください)

※ 上記の許可・指示を受けた場合には、確実に復唱すること
許可・指示内容に疑義が生じた場合には、管制官に対して確認すること

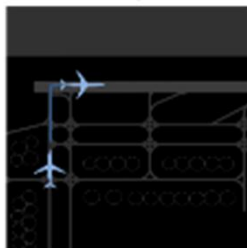
① Cleared for take-off



② Cross runway



③ Line up and wait



④ Taxi via runway

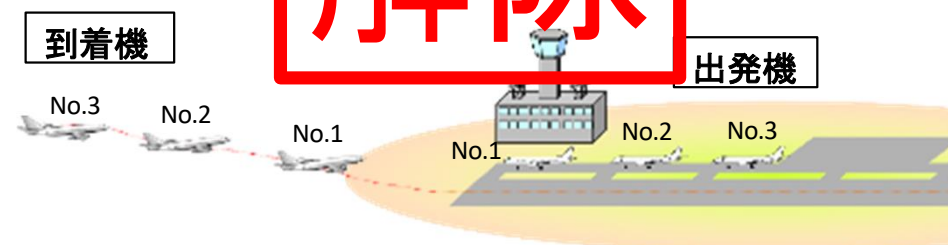


(2) 滑走路進入に関する管制指示の更なる明確化

【指示内容】

航空機の離陸順序を示す情報(No.1、No.2等)の提供を当面停止

解除

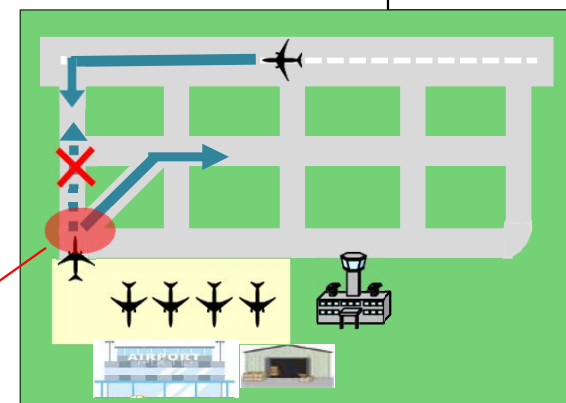


(3) 滑走路周辺の走行に関する注意事項の航空事業者等への周知徹底

【周知例】

事業者等に対して、間違いが発生しやすい箇所や注意点など滑走路周辺を走行する際に特に注意が必要な事項等を周知徹底する。

イメージ図



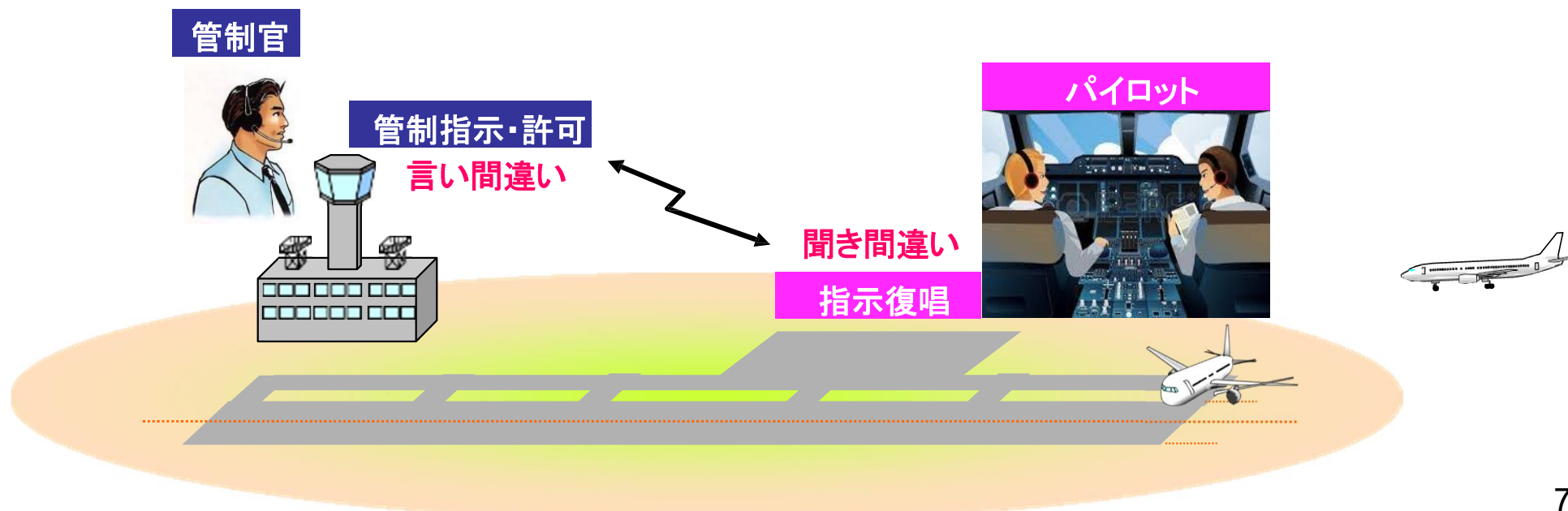
経路間違えないように気をつけてください

管制官とパイロットの交信に関する緊急会議の開催

【概要】

国内8空港（羽田・新千歳・成田・中部・伊丹・関西・福岡・那覇空港）において、管制官とパイロットによる交信に関する会議を緊急に開催

会議では誤解を招きやすい用語などに関する検討を行い、各空港の運用および航空機の運航における特性や留意点を相互に理解したうえで、改善点を検討する。これにより、管制官による管制指示・許可の言い間違いや、パイロットによる聞き間違いにより発生するリスクを低減



背景:羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会の中間とりまとめ(R6.6.24)

- ・海外においても同様の情報提供が一般的に行われている。
- ・適切な場面や時期に離陸順序を伝達されることで、管制指示の誤認等のリスク低減にもつながる。

条件:管制機関に対し、滑走路進入にかかわる管制用語等を再度周知し「離陸順序の情報提供を行う際の留意事項」を周知徹底(R6.7.24事務連絡)

パイロットが離陸順序の情報提供等を受ける際の留意事項

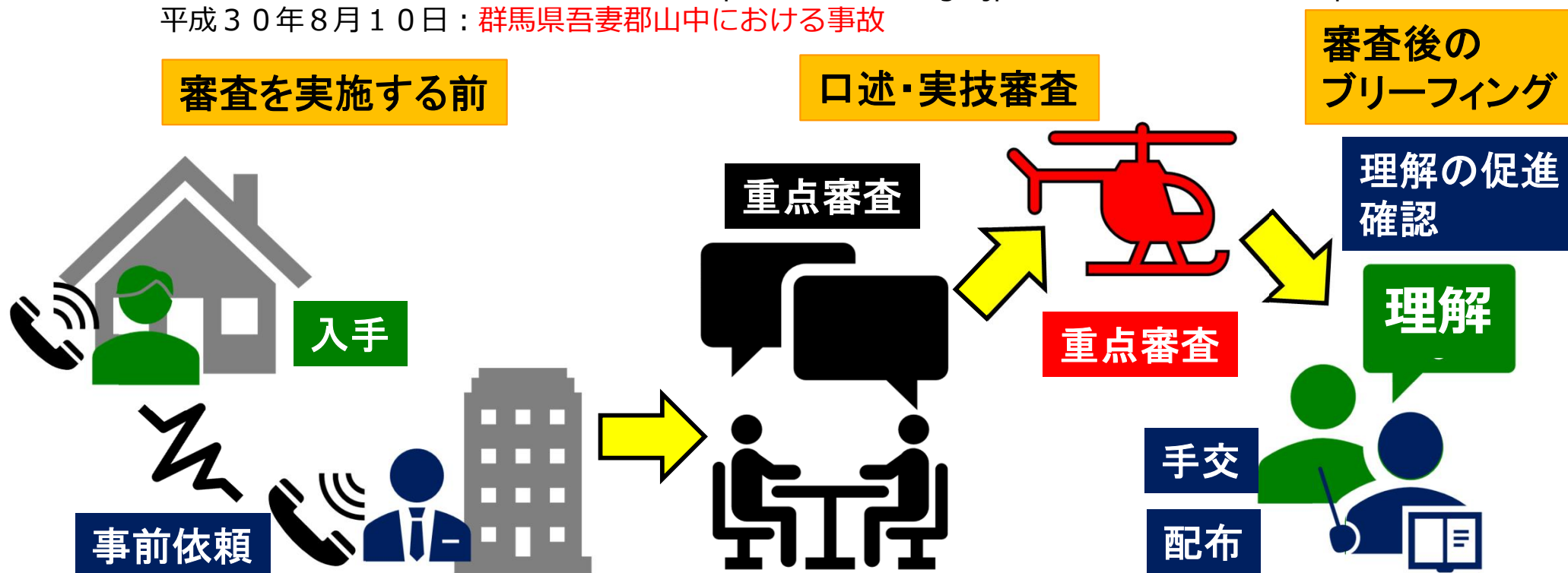
- 1 離陸順序の情報提供があっても、滑走路進入には、次の4つの許可又は指示のいずれかが必要なこと。
 - (1) "Cleared for take-off" (離陸許可)
 - (2) "Cross runway" (滑走路横断指示)
 - (3) "Line up and wait" (滑走路路上における待機指示)
 - (4) "Taxi via runway/Backtrack runway" (滑走路上の地上走行指示)
- 2 管制承認、管制指示又は管制許可を受けた場合の確実な復唱を含む安全運航のための手順等の徹底
- 3 許可・指示の的確な把握に努め、疑問がある場合は管制官に確認を行うこと。
- 4 滑走路進入時及び着陸進入時において、特に注意して外部監視を行うこと。

管制官が離陸の順序の情報提供等を行う際の留意事項

- 1 離陸の順序の情報提供
 - ・必要性や有効性のほか、操縦士に与える心理的影響に留意すること。
- 2 管制交信全般
 - (1) 管制交信の場面・状況
 - ・パイロットの管制交信の場面や状況に応じ、簡潔明瞭な交信を心がけるとともに、確実なヒアバック(指示・許可に関する復唱の確認)を行うこと。
 - (2) 管制交信の方法
 - ・指示・許可と情報提供の両方を含む長い交信は、複数回に分けて交信するなど簡潔明瞭な交信を心がけること。特に滑走路進入に関する許可や待機の指示は、情報提供の付加は極力避けること。
 - ・類似した便名の航空機が同一周波数に存在する状況では、便名の異なる部分を特に強調するなど心がけること。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000054.html

- I. 有視界飛行方式による雲中飛行事故防止について <https://www.mlit.go.jp/common/001020880.pdf>
平成23年1月3日：熊本県矢護山における事故
- II. 離陸重量等の出発前の確認の確実な実施並びに飛行規程の遵守及び非常事態への備えについて（運航の安全確保の取り組み及び航空保険を含む） <https://www.mlit.go.jp/common/001204578.pdf>
平成27年7月26日：調布飛行場付近における事故
- III. 航空機への着氷、シートベルト及びショルダーハーネス着用の励行並びにE L Tの適切な運用と措置に関するリーフレットについて <https://www.mlit.go.jp/common/001258419.pdf>
平成29年6月3日：立山連峰における事故
- V. 空間識失調に陥らないための具体的な予防策及び万一空間識失調に陥った場合にその状況から離脱するための対処策に関するリーフレットについて <https://www.mlit.go.jp/common/001392093.pdf>
平成30年8月10日：群馬県吾妻郡山中における事故



操縦技能審査員初任講習

小型航空機の操縦士向けの動画について

について

空を身近に

● もっと感動、空はフロンティア

もっと感動 空はフロンティア

9/1208は29/18

f くにまるFacebook

航空局HPトップページ

主な施策・取り組み

航空輸送の現状	航空政策の基本的方向性
航空ネットワークの充実	空港政策
国際的取り組み	環境対策
新たな需要に対する取り組み	航空安全対策 ・ 小型航空機の安全情報
航空保安（セキュリティ）	航空管制など

AIR TRAFFIC CONTROLLER CAR JAPAN
航空管制官

国土交通省
航空保安大学校

航空用語集

Q&A

AIS JAPAN

管制関係
ご意見はこちら

Business

空の安全について

● [空の安全について TOP](#)

● [航空安全プログラムについて](#)

● [航空会社の安全確保](#)

● [小型航空機の安全情報](#)

● [航空機及び装備品に対する証明制度](#)

● [航空機の安全情報について](#)

● [航空安全情報リンク集](#)

小型航空機の安全情報

このページでは、小型航空機の安全に関する情報を掲載しております。

- ・ [航空安全情報ポータルTOP](#)
- ・ [事故防止対策](#)
- ・ [リーフレット](#)
- ・ [航空機（機体）](#)
- ・ [小型航空機等に係る安全推進委員会（平成28年12月～）](#)
- ・ [航空機（操縦技能審査関係）](#)
- ・ [諸外国の安全情報](#)
- ・ [安全講習会の開催](#)

【動画関連】小型航空機運航者の安全運航に役立てていただくため、動画を公開しております。

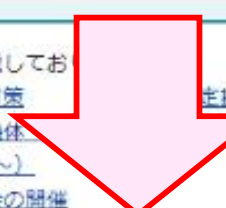
- [小型航空機の操縦士向けの安全啓発動画](#)
- [小型航空機向けの参考動画](#)

【安全情報の配信（随時）】安全運航に寄与する情報等を随時配信しております。

- [メールマガジンバックナンバー](#)
- [X（旧Twitter）](#)

【お知らせ】

- ・ [FDM分析ツール](#) **NEW!!**
- ・ [小型航空機用FDM導入ガイドライン](#)
- ・ [超軽量動力機等の所有者又は管理者の方へ](#)



1. 航空法令等の安全規則遵守

1. 航空法、航空法施行規則、運航規程、整備規程等の諸規定を遵守すること。
2. 機長の出発前の確認（特に整備状況、気象情報、燃料の搭載量の確認）を適切に実施すること。

2. 無理のない飛行計画の作成

1. 気象状況、飛行経路の特徴、航空機の性能、自己の技量等を考慮した、無理のない飛行計画の作成

3. 基本に忠実な操作の実施

1. 慣れによらない、基本操作の励行
2. 航空機の形状から生ずる特有の死角等を考慮した見張り
3. 安全運航より作業効率を優先させることなく、基本的な作業手順の励行、安全運航に対する確認の徹底及び安全管理に対する意識の向上に努めること。

4. 安全講習会への参加

1. 航空安全に関する講習会やセミナーへ積極的に参加することなどにより、航空事故の防止や航空安全の向上に関する情報の収集を行うとともに、安全運航に対する意識の向上に努める。

- 操縦士の方は、特定操縦技能の審査を受け、合格しなければ、操縦等を行うことはできません。
また、審査に合格した後においても下記指針（自家用操縦士の技量維持方策に係る指針）を参考に効果的な技量維持に努めてください。
- 自家用操縦士の技量維持方策
 - （背景）【航空事故の現状（平成13年～平成14年の航空事故に関する統計）】（航空事故調査委員会資料）

この2年間の航空事故件数56件について調査したところ、小型機が圧倒的に多く事故43件、うち、個人飛行による事故は21件で、それ以外は22件と半々である。事故21件のうち、調査中の6件を除き15件が操縦士個人に起因するものが11件と大半であった。

【安全対策】

航空局では、専門家や操縦士とともに検討する場を設け、「航空従事者の技量維持（小型機事故対策）のあり方」について検討を実施し、下記内容の提言を得る。（平成14年4月）

自家用操縦士の技量維持のあり方として、

- ①定期的な安全講習会の受講による安全知識の習得、安全意識の向上
 - ②最近の飛行経験を充足することにより技量低下の防止
- に努めることが重要である。



H15.3.28国空乗第2077号「自家用操縦士の技量維持方策に係る指針」

教育訓練ガイドライン制定の経緯について

【勧告】 運輸安全委員会

奈良県山添村で発生した「個人所属ソカタ式TBM700型N702AVの航空事故に係る勧告について」⇒安全確保のための操縦訓練等の指導



【改善実施】 国土交通省大臣（航空局）

「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」 ⇒ 制定（教育訓練指針）

国空航第1055号 2020年6月29日制定 2020年10月1日施行

（※以下「教育訓練ガイドライン」という。細部後述）



【教育訓練の実施】 操縦士

「教育訓練ガイドライン」に基づく適切な実施 ⇒ 安全性の向上

操縦技能審査員への依頼（R4.4.1 事務連絡）

- 目的
 - 操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等において、教育訓練ガイドラインに基づく教育訓練の適切な実施を促す。
- 操縦技能審査員への依頼
 - 被審査者に対し**確認する事項**
 - 前回の特定操縦技能審査以降において教育訓練ガイドラインに従った教育訓練及び学習の実施状況について聞き取りを行う。
※ 教育訓練ガイドライン施行日（R2.10.1）以降に限る。
 - 航空機乗組員飛行日誌により該当する操縦の実施状況、教育訓練及び学習の実施が記録されていること。
 - 確認の結果、教育訓練ガイドラインに従った教育訓練及び学習が実施されていない場合
 - 被審査者に速やかに教育訓練及び学習を実施するよう伝える。
 - 別添様式により「特定操縦技能審査結果報告書」とともに地方航空局運航課に提出する。

事務連絡➡ 操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等に関する教育訓練の実施記録の確認について（依頼）

安全確保のための教育訓練等の実施について

様

国土交通省航空局安全部安全政策課

教育訓練ガイドラインによる
教育未実施報告書



「特定操縦技能審査結果報告書」
とともに地方航空局運航課へ提出

____年____月____日に実施した特定操縦技能審査の際の聞き取り及び航空機乗組員飛行日誌の確認により、「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」（国空航第 1055 号）（以下「通達」という）について、

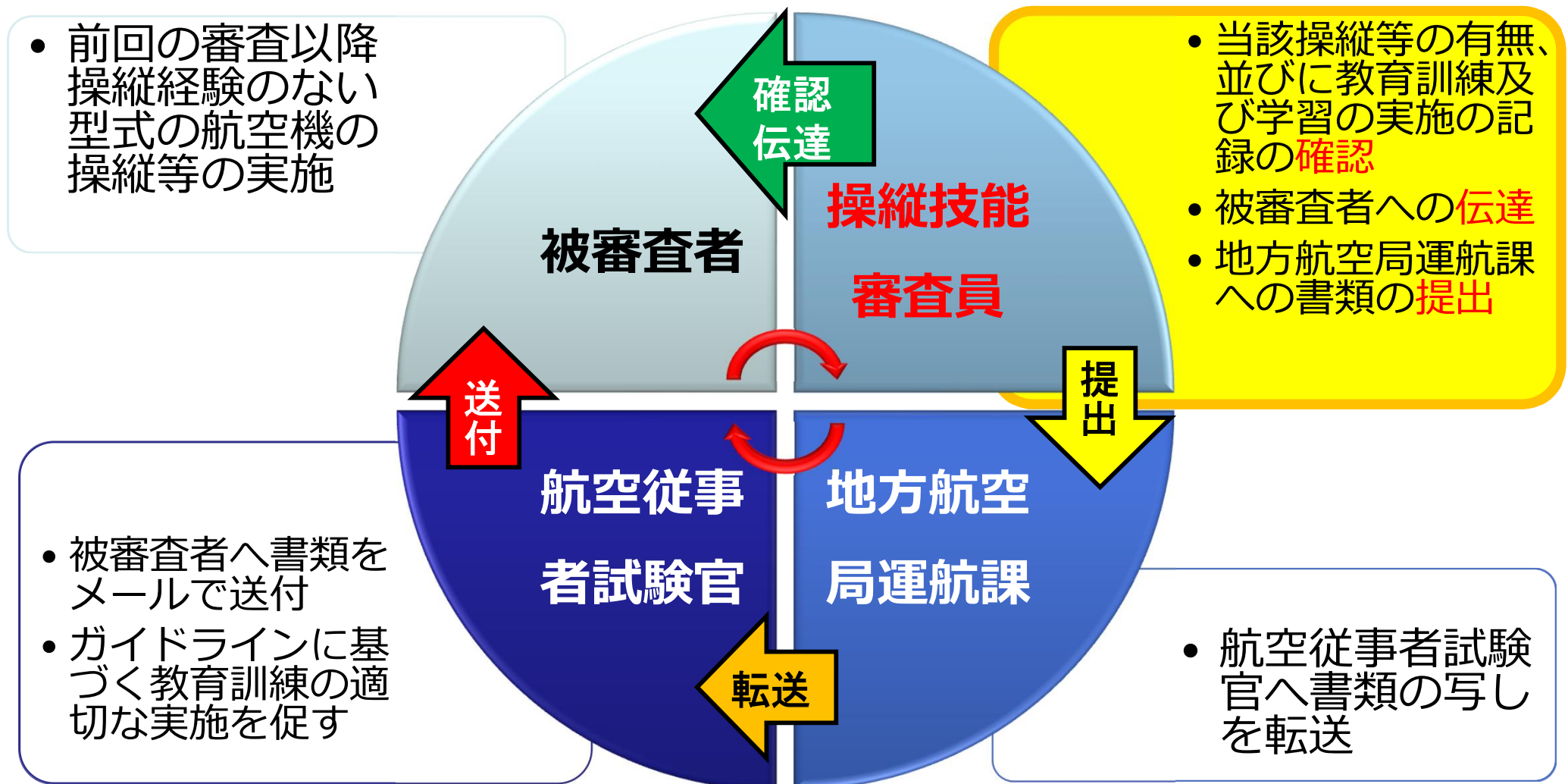
- ☐ ① 下記に該当するが、通達 4 項に従った教育訓練の実施記録がない
- ☐ 操縦経験のない型式の多発ピストン飛行機並びに単発及び多発タービン飛行機を操縦している（型式：_____）
 - ☐ 通達 1－1 項ロ）～ヌ）に示される、経験のない特徴を有する飛行機を操縦している
（型式：_____、通達該当項：1－1 項 _____）
 - ☐ 操縦経験のない型式の回転翼航空機を操縦している
（型式：_____）
 - ☐ 経験のない発航方法によって滑空機を操縦している
（発航方法：_____）
- ☐ ② ①に該当しない場合であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しているが、通達 5 項に従った学習の実施記録がない
（型式：_____）

ことが分かりました。安全確保のため、通達に従って速やかに必要な教育訓練及び学習を実施の上、航空機乗組員飛行日誌に記録するようお願いします。

【連絡先】

東京航空局 航空従事者試験官（03-5275-9330）
大阪航空局 航空従事者試験官（06-6937-2772）

特定操縦技能審査における流れ



特定操縦技能審査における注意事項

- 本依頼事項の内容は特定操縦技能審査には含まれませんので、対応の内容にかかわらず、技能審査の可否判定等に影響するものではありません。
- 「同一等級限定内の回転翼航空機であって飛行経験のない型式機を操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」
平成7年9月29日付け空乗第2090号
「同一等級内の滑空機であって飛行経験のない発航の方法により操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて」
平成18年6月23日付け国空乗第86号

上記2件のガイドラインは教育訓練ガイドライン施行日以降廃止となりました。

【連絡先】 航空局安全部安全政策課

03-5253-8111（内線50136）

操縦技能審査員初任講習

「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」

R2.6.29制定 国空航第1055号

航空局安全部運航安全課長

奈良県の小型航空機墜落事故に関する事故調査報告書

原因

- 本事故は、H29.8.14、同機が飛行中に制御を喪失した状態となったため、旋回しつつ急降下し、空中分解して墜落したものと推定される。
- 同機が飛行中に制御を喪失した状態となったことについては、機長が同機の操縦に必要な知識及び技能を有していなかったため、適切な操縦操作が行えなかった可能性が考えられる。

R1年7月25日 運輸安全委員会による勧告

航空事故防止及び航空事故発生時の被害軽減のため

操縦士が技能証明において型式限定を必要としない航空機であっても、経験したことのない型式の航空機を操縦するに当たっては、当該航空機を操縦するために必要な知識及び技能を確実に獲得した上で行うよう操縦士に対して指導すること。

国土交通省航空局による対応

（１）R1.7.25 等級限定の範囲の航空機であっても、飛行経験のない型式の航空機を操縦する場合は、当該航空機を操縦するために必要な知識及び技能を習得することを求める注意喚起文書を関係団体に対して発出した。

- 機体の概要及び構造
- 飛行規程及び性能
- 諸系統及び取り扱い
- 離陸及び着陸
- 通常操作及び緊急操作

当該型式の操縦経験を有する者からの学科及び実技に関する教育訓練により習得し、安全確保に万全を期す。

（２）R2.6.29 当該教育訓練に関するガイドラインを策定した。

1 航空機の種類に応じて教育訓練が必要となる場合

1 - 1 飛行機

- イ) 操縦経験のない飛行機を操縦する場合
- ロ) 可変ピッチプロペラ装備機
- ハ) 引込式着陸装置装備機
- ニ) 過給機付き発動機装備機
- ホ) 200馬力を超える発動機装備機
- ヘ) 電子飛行計器システム装備機
- ト) デジタル電子エンジン制御装置装備機
- チ) 高揚力装置装備機
- リ) 与圧装置装備機（※学科教育が別途要）
- ヌ) 尾輪式

多ピ、
単タ/多タ

初めて
操縦する
場合



1 - 2 回転翼航空機（変更なし）

イ) 操縦経験のない型式の回転翼航空機を操縦する場合



1 - 3 滑空機（変更なし）

イ) 経験のない発航方法（ウィンチ曳航又は自動車曳航、航空機曳航、自力発航）による操縦をする場合



2 教育訓練の内容

2-1 学科教育（標準）

20時間（滑空機5時間） ※与圧装置装備機は加えて10時間行う。

2-2 実技教育（標準）

10時間（滑空機は10回以上の離陸）

※実機、SIM・FTD（認定を受けたもの。また1-1イ)項及び2-1イ)項にあっては当該型式を模擬したもの）による。

※知識及び技量とも確認の実施

3 教育訓練の実施者等

- ・ 教育訓練の実施

機長として当該型式航空機を操縦することができる技能証明、航空身体検査証明（実機の場合）、知識及び操縦経験を有する者の監督下

- ・ 教育訓練の実施者の確認事項

訓練計画、学科教育の修了・実技教育に必要な知識及び能力、航空機の性能及び装備品

- ・ 位置

操縦を交替することができる場所

4 教育訓練の実施記録

- ・ **知識及び技量確認**の記載（飛行日誌自由欄）

例 国空航第1055号 1-1 イ)の内容について以下の通り訓練を行い操縦に必要な知識及び技量を有していることを確認した。

学科教育:2020年10月1日～2020年10月31日八尾空港

実技教育:2020年11月1日～2020年11月30日八尾空港

BE-58、JA-001G

2020年11月30日 坂東 太郎

- ・ 実技教育の**飛行記録**の記載（飛行日誌補足事項欄）

例 国空航第1055号 1-1 イ)

- 5 1の各項に該当しない場合であっても、操縦経験のない型式の航空機を操縦する場合には、学科教育による知識を習得し飛行日誌に学習の記録を記載した上で操縦を行う。

1.

Q. 旧成績報告書は使用可能ですか？

A. 成績表が現行と同じ内容であれば使用可能です。

2.

Q. 旧成績報告書を使用する場合、「教官署名」が「教官氏名」に変更となった部分、「印」が削除された部分、「3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」が削除された部分は修正しておかなければなりませんか？

A. 記載する際に読み替えて作成していただければ良いので、修正する必要はありません。

3.

Q. 氏名を記載するようになったが、署名との違いは何ですか？

A. 署名の場合、自署をする必要がありましたが、氏名の場合はゴム印、印字、本人あるいは第三者による手書きも含め氏名が記載してあれば良いということになります。ただし、名前シールやテープ状の印刷物を貼って氏名の標記することは、輸送中に剥がれてしまう恐れもあるためご遠慮願います。

4.

Q. 旧成績報告書を使用し、押印してしまいました。訂正する必要がありますか？

A. そのまま提出していただいて結構です。

5.

Q. 成績報告書を書き損じた場合は訂正印を使って修正しなければなりませんか？

A. 訂正印は不要です。取り消し線等で消していただいて、正しく記入しなおしてください。今回の押印・署名の廃止は、これまで押印・署名しか証明を認めてこなかったところを他の手段の証明方法も広く認めるという主旨ですので、ご了解ください。なお、記載に際しては、上記成績報告書同様、氏名シールの貼付等、印刷物等の貼り付けによる方法は、経年劣化による脱落のおそれがあり、ご遠慮願います。

1.

Q. 1 飛行ごとの教官署名欄はどのような証明方法が良いのでしょうか。

A. これまでの押印・署名に加えて、ゴム印や教官の許可を得て訓練生が氏名を記入しても結構です。

2.

Q. 欄30 のページごとの集計に関する証明欄はどのような証明方法が良いのでしょうか。

A. ここもこれまで署名・押印が求められていたところ、署名のみ、押印のみ、ゴム印、代筆による記入も認められます。もともとこの欄は、利用者が便利に使用していただくために設けられた部分であり、その記入要領について当局が指示するものではありません。

3.

Q. 記入事項の修正は、どのようにすれば良いのでしょうか。

A. 「航空機乗組員飛行日誌記入要領」 1. （2）又は「滑空機乗組員飛行日誌の様式及び記入要領」第2 1（1）に従って、訂正内容の履歴が分かるようにお願いします。

(1) 修正液は使用しないでください。

(2) 取消には取り消し線を使用し訂正前の内容が分かるようにしてください。

(3) どなたが修正したのか分かるように修正者が押印するか、修正者の氏名または署名をフルネームで記載してください。

修正者は基本的には当該機長（当該飛行内容を最初に証明した者）ですが、それが著しく困難な場合は現に所属する組織の責任者、それも困難な場合は飛行日誌の所持者の訂正もあり得ます。

昨今、外国での飛行経験を元に本邦の技能証明を申請する例が増えており、記載内容の修正を現地教官に依頼することは現実的ではないことも多いのが実情です。しかし、安易に所持者による修正を行うと、記載内容の信憑性を失うこととなりますので、慎重な対応をお願いします。

特定操縦技能審査結果報告書提出等の際に 注意していただきたいこと

- ✓ 特定操縦技能審査結果報告書等の各様式は国土交通省ホームページに掲載されています。申請・報告を行う際や、審査を行う際は、お手持ちの資料・様式等が最新のものであることを確認してください。
- ✓ 特定操縦技能審査結果報告書をまとめて提出する際は、被審査者ごとに技能証明書の写しを添付してください。複数名の技能証明書の写しを1枚にまとめてコピーされたものが添付されていたり、1枚にコピーしたものを切り取ってそれぞれの報告書に添付されていたりする事例が多数あります。
- ✓ 添付する技能証明書の写しは、審査結果を記載したものだけではなく、手帳タイプは全ての記載項目、カードタイプは全てのカードの写しが必要です。
- ✓ 特定操縦技能審査結果を提出する際に被審査者の同意を得て電子メールアドレスを申請書の備考欄に記入し提出するようお願いします。

(平成29年7月1日 施行)

電子メールアドレスの提出

特定操縦技能審査結果を提出する際に被審査者の同意を得て**電子メールアドレス**を申請書の備考欄に記入し提出するようお願いします。（平成29年7月1日施行）

【背景】

小型航空機等の事故が平成27年は20件を超えて発生しており、自家用機を含む小型航空機の更なる安全対策の構築及び推進が必要となっている。

今後、当局として電子メール等を活用し、**操縦士へ直接的な安全啓発や情報発信**することで、小型航空機等の安全対策を推進していくため。

（小型航空機等に係る安全推進委員会より）

第28号の6様式（第162条の13関係）（日本産業規格A4）

特定操縦技能審査申請書

操縦技能審査員 殿

年 月 日

住 所

氏 名

特定操縦技能の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

氏 名 (ふりがなをつけること。)	
技能証明の資格、限定及び 番号	
航空身体検査証明の番号	
特定操縦技能の審査に係る 航空機の種類、等級及び型式	
総 飛 行 時 間	
備 考	xxx@xxx.xx.xx

注 航空身体検査証明の番号については、実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合は不要とする。

忘れないで！操縦技能審査員定期講習

操縦技能審査員の認定資格を継続するためには、
2年に一度**定期講習を受講する必要があります。**

操縦技能審査員定期講習は、東京・大阪会場（隔月）で原則オンラインで開催いたします。
当面の間、対面による講習会は年2回、2月に大阪会場、3月に東京会場で開催予定です。

※今後はオンライン講習へ全面移行する予定です。

講習開催の詳細については、各地方航空局HPでご確認ください。

定期講習を受講するには事前に受講申請が必要です。

詳しい申請方法などは国土交通省ホームページでご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_00008.html

（受講申請及び問合せ先）

【東京会場】

東京航空局保安部運航課検査乗員係

電話03-5275-9321

【大阪会場】

大阪航空局保安部運航課検査乗員係

電話06-6937-2781

特定操縦技能審査制度に関する問合せ先
航空局安全部安全政策課
電話 03-5253-8111（内線50136）

< 操縦技能審査員関連 >

Q：操縦技能審査員は資格を維持するために定期講習を受講する必要があるか？

（例えば、2年ごとの定期講習を受けず、10年後に定期講習を受けて審査を行ってもよいか？）

A：2年ごとに定期講習を受けなければ審査員の資格は失効します。失効した「審査員の証」は地方航空局へ返納しなければなりません。

失効後、再度認定を受けたい場合は新たに審査員認定となるので初任講習の受講が必要です。

また審査員の証を発行するため登録免許税が発生します。操縦技能審査員認定試験により認定を受けた方の再受験は必要ありません。

操縦技能審査員定期講習免除について

定期講習の受講が免除となる操縦技能審査員の方は、
定期講習を受講しなければならない期間内に免除申請をおこない、
「**操縦技能審査員定期講習免除通知書**」の交付を受けてください。
審査を行う際は通知書を携帯し、審査を受ける者から求められれば
それを提示しなければなりません。

操縦技能審査員定期講習を免除される方

- ① 本邦航空運送事業者において、同種航空機に係る
審査担当者として**現に指名**されている者
- ② 指定航空従事者養成施設において、同種航空機に
係る**技能審査員**として**現に指名**されている者
- ③ 指定本邦航空運送事業者において、同種航空機に
係る**査察操縦士**として**現に指名**されている者
- ④ 航空法第29条第1項の**試験又は**航空法第72条第
1項若しくは第2項の**審査**を行う者として**現に任
命**されている者
- ⑤ 航空機使用事業者において、同種航空機に係る**審
査担当者**として**現に指名**されている者

(申請及び問合せ先)

東京航空局保安部運航課検査乗員係
電話 03-5275-9321

大阪航空局保安部運航課検査乗員係
電話 06-6937-2781

特定操縦技能審査制度に関する問合せ先
航空局安全部安全政策課
電話 03-5253-8111 (内線 50136)

ご清聴ありがとうございました。

**今後とも、航空行政にご理解を
いただき、操縦士の技能の底上げ、
航空業界の発展にご協力をお願い
いたします。**

審査員向け
HP URL →

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_00008.html

航空従事者試験官